

## 平成 19 年 6 月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月6日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	7
梅 本 和 熙 君.....	7
横 嶋 隆 二 君.....	20
清 水 清 一 君.....	39
保 坂 好 明 君.....	49
散会宣告.....	66
署名議員.....	67

### 第 2 号 (6月7日)

議事日程.....	69
本日の会議に付した事件.....	69
出席議員.....	70
欠席議員.....	70
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	70

職務のため出席した者の職氏名.....	70
開議宣告.....	71
会議録署名議員の指名.....	71
報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	71
報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	75
報第3号の上程、説明.....	80
報第4号の上程、説明.....	81
議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	81
議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	83
議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	84
議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	93
議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	95
議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	99
議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	100
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	102
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	104
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	105
予算決算常任委員の選任について.....	107
一般質問中の不適切発言について.....	108
閉会中の継続調査申出書について.....	108
閉議及び閉会宣告.....	109
署名議員.....	111

## 平成19年6月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成19年6月6日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 事務局長	山本信三君

上下水道課長 小坂孝味君 会計管理者 大年清一君  
総務係長 松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（藤田喜代治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。  
これより平成19年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

#### 議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

#### 開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより本会議第1日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

#### 会期の決定

議長（藤田喜代治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月7日までの2日間にしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から6月7日までの2日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（藤田喜代治君） 諸般の報告を申し上げます。

平成19年3月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長行政報告

議長（藤田喜代治君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 平成19年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、次の3項目について行政報告をいたします。

##### 1、合併調査委員会について。

本年4月1日から、合併を検討するための基礎資料作成等の組織として合併調査委員会事務局が静岡県下田総合庁舎内に設置されました。事務局には、下田市、河津町及び松崎町の職員が派遣されましたが、本町は賀茂地区の市町における合併の意思が一致していない現状により、企画調整課に担当職員を配置して対応していくことにいたしました。

事務局に職員を派遣しなかった東伊豆町及び西伊豆町におきましても、本町と同様に合併担当課に担当職員を配置して対応しております。

事務局では、賀茂地区の副町長を構成員とした合併調査委員会の指示のもと、各市町の財

政等基礎調査、合併の支援策や合併制度等の研究、新市の財政シミュレーション、類似団体との比較等について、本年9月末を目標に資料作成等の事務を進めております。

5月15日に開催された第1回の合併調査委員会では、事務局で作成している各種資料をもとに、今後、賀茂地区の合併について協議を重ねていくことが確認され、9月まで毎月、賀茂地区の首長による広域運営会議、合併調査委員会及び賀茂地区の合併担当課長を構成員とした幹事会を開催していくことになりました。

各市町では、これらの資料を参考に賀茂地区の合併について方向性を定めていくことになるとおもわれます。

本町におきましても、これらの資料を精査の上、今後実施を予定している地区懇談会等において公表するなど、市町村合併に対する方針の決定の参考資料として活用していく所存であります。

## 2、自然まつりイベントについて。

### (1) 長者ヶ原山ツツジまつり。

本年も昨年に引き続き、地元伊浜区、天神原区、長者ヶ原管理組合等のご協力を得て、5月5日から5月20日までの16日間、「第4回長者ヶ原山ツツジまつり」を開催いたしました。

昨年の反省を踏まえて、祭りの開始時期を1週間おくらせましたが、春先の冷え込みが予想以上に厳しかったため開花がおくれ、数本の株で山ツツジが咲いた程度で開始することになりました。最終日には満開となり、イベントの期間設定が最高の形となりました。来年以降もこの期間で固定化していきたいと思っております。

期間中の来場者は3,442人で、前年比13%の増となりました。来場者の居住地別内訳は、県内2,341人、県外1,101人、5月13日が最高で482人の方をお迎えすることができました。

このイベントは、旅行代理店や電話等の照会も多く、公園全体のツツジの木が成長しますと、一大イベントに成長する可能性を大いに秘めているものと思われれます。

祭り期間中、交通規制にご協力いただきました天神原区民を初め、関係各位に深く感謝申し上げます。今後とも一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。

### (2) 町民ゴルフ大会。

4月9日に開催された自然まつりゴルフ大会も、今年で30回目の節目の年を迎えました。しかしながら、参加者が44名と、昨年の57.2%と集客に苦労しました。DMやポスター告知、チラシ、インターネットでの募集や口コミ等、対策はとりましたが、町内宿泊者のみの参加資格等の条件や、永年の参加者の定年退職、高齢化、月曜日開催等、多角的に見直す要因が

出てきており、その対策などを検討しながら集客増を目指す努力をしております。

参加者の評判は非常によく、南伊豆町のリピーターの拡大につながるイベントとして認識しております。

(3) 乗馬体験。

4月29日開催の乗馬体験の日は、年々参加者が増加しており、親子で引き馬体験をしたり馬と触れ合ったり、気軽に参加して楽しめるイベントとして定着しております。今後は、各宿泊施設等での案内等を含め、観光客も町民も楽しめる参加イベントとして継続することにより、見る観光だけでなく、体験型観光に育てていきたいと考えております。

(4) 花狩り。

花狩り園につきましては、1月、2月ともバスによる団体客があり、例年より増加しておりますが、3月、4月は団体が少なく、5月中旬現在、トータル的には昨年より少し減少しております。

(5) タケノコ狩り。

タケノコ狩りは、団体客が年々減少傾向にあり、苦戦を強いられています。4月、5月(連休を除く)は、町内の宿泊施設も宿泊客の減少に歯どめがかからない現状が続いております。さまざまな要因が考えられますが、エージェント営業等対策が必要と思われます。

全体的に見て人の動かない時期にいかに関客するか、魅力ある素材を組み合わせ発信していくかの努力を重ねながら、南伊豆の豊かな自然や体験をアピールしていく所存ですので、なお一層のご支援とご協力をお願いする次第であります。

3、第13回南伊豆の海清掃07について。

青く豊かな海、美しい浜辺、それは地球に住む人類共通の貴重な財産であります。地球の7割の表面積を占める海は、生命の源であり、自然生態系の維持や環境保全にかけがえのない大きな使命を果たしております。この大切な海を慈しみ、守り、後世に伝えていくことは、私たち一人一人に課せられた使命であります。

また、水産業も、幅広い海から多くの恵みを受けてまいりましたが、これらの貴重な役割を果たしてきた海の機能が低下し、各種の廃棄物や汚水等による海や浜辺の環境汚染が深刻化してきております。

そこで、本町では全国に先駆け、平成6年から全国各地のダイバーや地元の各種団体の参加を得て、平成17年度まで「海中クリーン作戦」を実施し、海底の清掃を行ってまいりました。平成18年度からは、NPO法人伊豆農林水産活性化支援センターの主催で開催し、本年

で2回目となります。

今年の中木地区で実施し、海中と海岸の両面でクリーン作戦を展開しました。また、今回は海岸の清掃で、船が着けられない場所での活動が容易となるシーカヤックが初めて参加しました。ダイバーや小中学生など230名と、多くの協力団体の参加を得まして、好天の中実施いたしましたので、概要をここにご報告申し上げます。

主催、NPO法人伊豆農林水産活性化支援センター。

後援、南伊豆町、静岡県、静岡新聞社、静岡放送。

協力、南伊豆町観光協会、南伊豆町商工会、南伊豆町漁業協同組合、中木区、中木民宿組合、中木動力船組合。

実施日、平成19年6月3日日曜日。

場所、南伊豆町中木（漁港沖合、海岸）であります。

参加人員、合計で230名であります。内訳といたしまして、一般が32名、小学生30名、中学生29名、高校生6名、シーカヤック12名、ダイバー101名、関係者20名であります。

ごみ収集量であります。合計410.5キログラム、内訳といたしまして、海中58.0キログラム、海岸83.5キログラム、シーカヤック269.0キログラム。

以上で平成19年6月定例会の行政報告を終わります。

議長（藤田喜代治君） これにて行政報告を終わります。

#### 一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

#### 梅本和熙君

議長（藤田喜代治君） 6番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 通告ではジャングルパークの問題をまず初めにやることになっておりますが、これは後に回しまして、まず市町村合併、そして清掃対策審議会への諮問について、

この質問を先にさせていただきます。

まず、市町村合併についてであります。通告のとおり、産業団体連絡協議会の1市5町の合併推進の要望について、これが要望書ですが、また伊豆新聞等でも報道されましたが、このことについて町長はどのように考えられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

去る3月26日に産業団体連絡協議会から、賀茂地区の1市5町による合併の推進について要望書を提出いただきました。町では今後、4月1日に発足しました合併調査委員会の事務局において作成しております合併した場合の新市の財政シミュレーション等、各種の調査結果や他の市町の動向を見きわめつつ地区懇談会を開催し、産業団体連絡協議会からの要望書等、町民の声を聞きまして、そして市町村合併の問題について、取り組む方向性について決定していきたいという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 非常に予測されたとおりの答弁でしたけれども、・・・会長から「コミュニティー空港設置や石廊崎の問題など、いろいろな運動をするために大きな枠組みの方がよいと思う。ぜひ、強いリーダーシップでお願いしたい」との要望があったそうですが、町長は合併問題について新法期限を念頭に取り組んでいく。合併調査委員会の経過などを見きわめながら方向を決めたいと常に述べていますが、相も変わらずの話でありまして、地区懇談会は具体的にどのように開く予定なのか、今日ここでお答えいただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この地区懇談会につきましては、私は以前から議会の皆さんにも申し上げてきておりますけれども、先ほど申し上げました調査委員会の資料等の揃うのが、先ほどの報告で申し上げましたように、この9月ごろの予定であります。したがって、それを待って、9月の末あたりになるのか、10月ごろになるのか、またいろんな日程等々を調整しながら、この秋を目途に予定をしております。それ以上の具体的なことについては、今考えておりません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 秋にやるということによろしいですね。前、3月か4月にやるというような話の答弁があったと思うんですけども、今度は間違いはないですね。

それで、ちょっとこれは苦言を呈しますけれども、一般質問の提出期限の後に、6月1日に全員協議会を開催して、旧厚生省跡地に交流館を建設する計画が発表されましたよね、そういう方向でいきたいということで。これは、町長は議員時代に健康福祉センターの建設に反対し、そのときの理由が財政問題でした。そうですね。

そういう中で、町長は単独のまちづくりを標榜しながら、このようないわゆる箱物と言われるようなものを財政的に問題なくつくることができるとされているのか、非常に矛盾を感じますし、この辺は非常に町民をばかにしたような考え方ではないかなと思うんですよ。特に、高齢者福祉を無視した考えであり、十分に町民の合意を得た上でこれを進めていただきたいということ。

もう1点は、県に対して国の補助金を返上したという経過があるわけです。そういうことを踏まえて、本当に計画が頓挫しないでやれるのか、そういうこともよく考えていただきたい、このように要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

これは質問どおり、清掃審議会への諮問についてですけれども、通告のとおり、なぜ今、ごみ処理有料化を含む手数料の改正について諮問を求めたのかを質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは、南伊豆町行政改革推進計画、いわゆる集中改革プランでありますけれども、これによる検討項目にもなっております。その中で、厳しい財政状況の中で施設の維持あるいは修繕費等のごみ処理費に多額の費用を要している、こういったこと、あるいは近隣の市町の実態等を見ながら、ごみの有料化を制度化することにより、ごみ処理には多額の費用を要することを町民の皆さんにも認識していただき、ごみの減量化に取り組むことによる処理費用の削減であるとか、あるいは公平な費用負担を図るため、清掃対策審議会に諮問したところでもあります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは、財政が相当厳しくなってきたということで諮問したんでしょうけれども、この議会に先立つ全員協議会において当局の説明では、本定例会で議案を付議し、そしてその後住民説明会を開催する手順になっていたけれども、議会側の要請で住民説明会を先行させるということになったわけですが、その住民説明会については、先ほどもありましたけれども、9月の地区懇のときにと考えているんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ごみの有料化につきましては、すでに広報等でもお知らせをしてあります。ただ、まだ直接住民の皆さんに具体的にはもちろん説明しておりませんし、先ほど申し上げました合併等その他も含めまして、この秋に予定しております地区懇談会等でこれについても理解を求めていきたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） また、町長、苦言になるわけですが、住民負担を求める前にやるべきことはなかったのか。いわゆる三役の報酬カットが2%という提案で、議会もそれで渋々承認したわけですが、これは町長の政治姿勢にかかわる問題であり、単独でいこうというのに自分の報酬は2%、初めに議員時代には町長、20%のカットに賛成しましたよね、そうすべきだということで。それなのに今回2%、そして住民負担を求めていく。これは町長の政治姿勢にかかわる問題だと思うけれども、この辺は町長どう思いますかね。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この報酬の問題等も審議会あるいはその他のもろもろの状況を見ながら、尊重しながら実施をしてきて、議会の皆さんにもそれはご承認をいただいております。そういう中で、今度のごみの有料化につきましても、審議会に諮問をし、各界からの代表の皆さんにそれぞれの立場で審議いただいている結果でありまして、我々としてはそれを尊重しながら、町としても検討し、そしてこういった考えのもとに実施しようかという考えで今お

るわけですので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長、一言だけ言っておきますけれども、報酬審議会が住民を代表した審議会で住民の意見だというのは、完全にそれは住民意見を無視した考え方ではないかなと思います。確かに、審議会の答申というのは尊重しなくてはならないでしょうけれどもね。

それで、最後に苦言を呈しますけれども、単独でいこうが自立でいこうが合併しようが、高齢化による介護等の社会福祉費が増加することはもう明らかなわけですね。そういう中で、ごみ処理の有料化は避けて通れないし、私もこの住民負担が増加してくることはしようがないなと思っているんですが、こういうことをやる場合には、住民に十分納得をしてもらった上での執行にしてもらいたいということを要望しておきます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

今日は傍聴席に大勢来られているわけですが、多分ジャングルパークの問題というものに非常に皆さん興味を持っているのではないかな、こういうわけでジャングルパークの問題を質問するわけですが、これは訴訟中ですし、町長から答弁は控えたいという内容が多く予測されるんですがね。この訴訟問題は、石廊崎の活性化問題や財政問題、市町村合併の問題にもかかわる、南伊豆町にとり非常に重要な問題です。

過日、私は訴状を閲覧してきましたが、あえて訴状の内容を含め、町民に情報を広く開示する意味で質問いたします。

訴状が提出されたのは本年3月14日ですが、当町に送達されたのは3月30日ごろと思われます。議会が報告を受けたのは4月20日の全員協議会です。訴状（甲第33号証）で確認できますが、岩崎産業から・・・町長あてに、必要ある場合は法的措置に移りたい旨の最後通告が昨年の10月18日ですが、それから約5カ月弱がたっています。

この間、甲第33号証で、岩崎産業社長・・・・・・氏あてへ町長からも回答書が出ているわけですが、損失補償を実行するつもりはない旨の回答したのみで、岩崎産業と訴訟を回避するために何らかの交渉しなかったのか、この辺をお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このジャングルパークの問題は、さきの全員協議会でもお話ししましたように、ただいま

係争中であります。したがいまして、今、顧問弁護士と相談をしながら裁判を進めております。そういったことで、訴訟にかかわりのある案件ですので、答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは当然そうであろうと思いましたが、それはそれで結構です。

これは後から述べますが、町長の一連の行動、言動が、訴状に書いてあることが事実であるなら、前町長時代に断念していることになっているから、今となっては町の立場上話を進めることは困難である。まことに申しわけないが、不明を心よりおわびいたしますと、誠意を込めて陳謝するべきであったのではないかと。陳謝しても同じとの考えもあろうと思いますが、町を代表する立場として、町の損害をなくするように行動すべきだったと思いますが、まあ答弁はできないでしょうね。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど申し上げましたとおり、今、係争中ですので、答弁については差し控えたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） それでは、訴状の内容に移っていきたく思いますけれども、平成16年3月30日、・・・前町長が買収断念の意思を伝えたこと並びに平成17年9月1日、・・・町長が助役を通し買収断念の意思を伝えたことが、前述した甲第33号証で・・・町長から岩崎産業あての平成18年10月30日付回答書に記述されているが、これは事実ですか。事実とすれば、なぜ岩崎産業が訴訟を提起したと考えるのか、この辺もお聞かせいただきたいけれども、答弁はやっぱり同じですね。わかりました。訴訟中だから答弁できない、わかりました。それで結構です。

それでは、具体的に訴状の内容にさらに入ります。

訴状10ページから12ページに記載されている現町長と一部議員の行動は問題があるので、特にこの点についてお聞きいたします。

訴状の記載によると、平成16年12月、ちょうどこれは前、健康福祉センターを否決した時期ですね。この時期に「被告議会内にまちづくり特別委員会が設置され、平成17年3月13日、原告は・・・・まちづくり特別委員長から、原告・被告間の関係改善と話し合いの場を持つため環境整備を要請された」とありますが、甲第29号証、この訴訟は・・まちづくり特別委員長から岩崎産業社長への親書であり、これは以下のように指摘しています。その親書を送ったということは、この南伊豆のあれにもありますよね、ちゃんとした形で。

それで、「貴社との関係を当委員会が窓口として改善できますようご検討いただきたく、お願いいたします」と、これは行政の執行権を無視する内容が記載されているわけです。このことは、今出しましたけれども、みなみいず議会だよりのお知らせ版No.2で、「まちづくり特別委員会委員長名で(株)岩崎産業社長あて親書」の見出しで、その内容として「まちづくり委員会と公式の交渉を要請しました」と記載されています。これ確かですよ、町長ご存じですよ、これ。答弁できないですか、これね。

このお知らせ版は、平成17年12月定例会でも質問した記憶があります、私は。町長選挙直前に発行され、町長は街頭演説で、我々しか岩崎産業と交渉できない。・・前町長では交渉できないとの発言があったのに、なぜ岩崎産業と買収交渉をしないのか。せめてトイレの開放を要請できないのかとの私は質問した記憶がありますが、「買収を前提としない交渉はできないとの岩崎の回答があるので無理だ」との答弁でした。余りにも早い選挙のときの話と違う答弁に、これは啞然としたものです。

また、前執行部は、平成16年3月30日に買収断念をしたことは、我々議会には平成16年4月9日の前執行部開催の全員協議会で説明があり、承知していたはずですが、なぜ前執行部の執行権を侵害するような行為したのか、お聞かせ願いたいと思うんです。この4月9日というのは・・前助役のメモがありまして、これははっきりしています。なぜなのか、町長、ここら辺も答弁できないんですか、やっぱり。

〔「同じです」と言う人あり〕

6番(梅本和熙君) 同じですか。まあ、訴訟があるからね。わかりました。

それでは、次にいきます。

さらに、これは具体的な行動が訴状に記載されているわけですがけれども、「平成17年1月下旬、原告・東京支店長・・・・と・・部長が下田市内の総合庁舎付近の喫茶店において、まちづくり特別委員会の・・委員長 これは今町長ですよ そして・・副委員長と面談した」、これは議長だと思います。「その席上、・・委員長らは、・・前町長の町政に対

する批判、石廊崎の重要性を述べて、・・・前町長が町長を辞任する見通しであること」、何でこれ1月の時点でこんな辞任の見通しがわかっていたのか。

「今後、被告との交渉は、町長へ立候補する予定の・・・委員長が取りまとめる同委員会を窓口としてもらいたいこと、原告が被告の買収に応ずる意向が継続していること等を改めて確認した」とあるが、訴状の記載内容が事実とすれば、執行権を完全に無視する行為であり、町民から行政執行の負託を受けていないときに、議員がこのような行為をすることは町民に対する裏切り行為であるということが考えられますが、町長に考えをお聞きしても、またこれは訴訟中ですよ。まあ、わかりました。それで結構です。答弁できないでしょうからね。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） 黙ってなさいよ。

それで、訴状には「平成17年2月、東京・銀座で原告代表者がまちづくり特別委員会の・・・委員長、・・・委員、・・・委員と面談し、これまでの・・・前町長にかわって協議を進める趣旨の発言があり、原告の買収への意向等について尋ねられたことから、原告代表者も平成15年当時と何ら変わらないことを委員らに伝えた」とあるが、3人の議員が銀座に行って、銀座ですよ東京の。銀座に行って岩崎産業の代表者、つまり社長、この社長と思われるが、この社長と面談をしたこと、町長は委員長として知っていましたか。これは答えられるでしょう。事実でなければ答えられない、これも。

〔「はい」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） そうですか。

さらに、訴状には「平成17年3月29日、原告は・・・委員長から、今後の協議を・・・委員長のまちづくり特別委員会との間で話し合いを継続するため、原告社員を派遣するよう要請を受けた。そこで、原告は、・・・委員長が窓口となって、被告がようやく本件賃貸借契約の前提である買収約束の履行に動き出すものとして平成17年4月13日、原告社員・・・部長ほか2名をまちづくり特別委員会に参加させた」と、これ訴状に記載されています。

このようにありますが、このような一連のまちづくり特別委員会の一部議員の行動、当時の議長・・・氏、副議長・・・氏は承知していたことか、これは質問です、質問。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） いや、名前出さなくちゃ、これは質問にならないことです。少なくとも私の記憶では、議会が承認した覚えはないし、当時の議長・・・氏、副議長・・・氏は一連の一部議員の行動を知らず、また議会も、岩崎産業社員・・・部長ほか2名をま

ちづくり特別委員会に参加させることを承認していないとすると、まちづくり特別委員会が独走したことになるが、町長は当時委員長としてこの点をどのように考えていたのか、これも答弁できませんよね。

これらのことが事実とすれば、これらの事実を・・・前町長、・・・前助役も知らなかったと思います。そして、・・・前議長、・・・前副議長も知らないとしたら、これは知らないということが前提なんですけれども、・・・委員長、・・・副委員長、・・・委員、・・・委員の行動、言動は非常に問題があるが、町長は何かこれについて言うことありませんよね。まあ、しょうがないですね、訴訟を控えているということで。ただ、これはすべてを町民にわかってもらいたいと、内容を。そういうことでうたってあります。

また、岩崎産業の幹部社員にまちづくり特別委員会への参加要請をした。甲第30号証に「平成17年3月29日に開かれた臨時議会の席上で、・・・町長はこれまでの一連の責任をとり、平成17年4月15日期限で辞任を表明したことをご報告申し上げます」と、丁寧にも岩崎産業の社長に報告をしていますが、町長はどのような心境で、意図でこの書簡を作成されたのか。これは偽造されたものであるという主張ならあれなんですけれども、これは訴状というか、公文書として出ているわけでありますが、「平成17年5月、かかる積極的姿勢を示した」、積極的姿勢を示したんですよね。「・・・委員長みずから被告町長へ就任した」と、南伊豆町の町長に就任したんですよね。「そのため、原告は、被告・・・町長が選挙前の約束を果たし、買収に向けて前進するものと信頼していた。ところが、その後なかなか被告から連絡がないため、平成17年1月29日、・・・支店長と・・・部長は被告役場を訪問し、同日午後1時から応接室で・・・町長、・・・助役らと今後の協議について面談した。その際、・・・町長は『J P (ジャングルパーク) 跡地については選挙公約でもあり、近隣市町の首長からも問題提起されており、何とかしないといけないと思っています。それで、町としては利用計画の策定を急ぎ、同時に資金調達の準備で県へ相談・陳情をしていく予定です。8月下旬には進捗状況を連絡します。資金調達については、8月中に二度ほど県に足を運び、知事、関係部署に働きかけていく予定です』と述べた」と訴状に記載されていますが、これは本当でしょうか。本当だとしたら、利用計画の策定のための何らかの行動したのか、資金調達のために県に陳情に行ったのか、これをお聞かせ願いたいと思いますけれども。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） 少し休ませてください。答弁はできませんか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） いろいろ今、梅本議員から言われましたけれども、冒頭申し上げましたように、これは今係争中であります。したがいまして、答弁はできません。

ただ、今言われたことの中に一部字句の不適切な表記されているところではありますが。

〔「それ言ったらどうですか」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） しかし、ここでやりとりすることは、やはり裁判で今係争中でありますので、それをしたくありませんし、差し控えたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 字句に不適切という言葉がありましたけれども、訴状の内容は、私閲覧してきて、訴状の内容そのまま言っております。だから、訴状の中に字句の不適切があるというのであるんなら、これはちょっとおかしいと思いますよ。それだけは言っておきます。

それで、前町長時代の平成16年12月定例会で、町長は健康福祉センターの建設に反対しました。先ほども言いましたよね。それで、国・県の補助金を返上したばかりですが、町長はこの会談をしたときに本当に国・県に陳情に行って、国・県が町長の話聞いてくれると考えられていたのか。そして、現在の・・・副知事が福祉部長であり、国・県に非常に信頼を失う行為であると考えているみたいなことを私は聞いておりますが、この発言がその場限りのものだったら本当に情けない話でありますし、町民にとっては許しがたい話であります、これは字句は非常に不適切ですか、表現が。答弁できませんか。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

答弁があると思って時間を予定していたんですけれども、これだと大分時間が早くいきそうな感じがします。

それでは、次に移りたいと思います。

「平成17年9月1日、・・・部長は・・・支店長の指示のもと、被告に買収の進捗状況を確認するため、・・・助役へ電話をした。すると、・・・助役からあくまで個人的な発言として、・・・町長が町長に就任し、議員時代とは違うこと、前町長時代に断念していることになっているから、今となっては町の立場上話を進めることは困難であること等の回答がなされた」と訴状に記載されていますが、確かに町長は平成17年12月の私の一般質問に「前町長時代に断

念したことになっている」と発言していますが、前町長が断念したことは、先ほども述べましたが、平成16年4月9日の議員全員協議会で説明を受け、認識をしているはずですが、これは・・・さんがメモをとっているんですよ、4月9日にそういうふうに説明しているということとで。

それなのに、議員時代の一連の行動を、前町長の執行権を無視して、議会を無視し、町民まで裏切る行為ではないのかと。繰り返すが、町長選挙中に何人もの町民が「我々ならジャングルパークの問題を解決できる。・・・町長では交渉できない」との趣旨の町長らの発言を聞いています。この点を町長はどのように釈明するのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、助役の発言は本当だったのか、この点をお聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましても、先ほどと同じであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 先ほどから町長が申し上げましているとおおり、訴状に関係のある事項ですので、答弁は差し控えさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 立場により身の処し方が異なることは多々あるわけですが、基本的な部分で正反対の行動をとることが本当にそのことに対してじくじたる思いっていうものが町長にはないんでしょうかね。まあ、そのことも答えられないんでしょうけれどもね。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） 聞くなって、これはみんなに公表しなくてはならないことだから公表しているんであって。

また、甲第31号証の・・・氏の南伊豆町・・・町長面談の件によると、面談の席に南伊豆町側から・・・町長、・・・助役、・・・町議、・・・町議が同席したことが記載されているが、これは事実か。事実としたら、なぜ・・・町議、・・・町議を同席させたのか、お聞かせ願いたい。

また、甲第31号証の記載に「ジャングルパークの利用計画の策定については、議会でもまちづくり委員会を立ち上げ、検討を既に開始している」とありますが、私の覚えではジャングルパークの利用計画策定のためのまちづくり委員会を立ち上げた記憶もないし、検討結果の

報告を受けた記憶もありませんが、町長はこれ報告を受けているんですか。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

・・・町議と・・・.....、・・・さん黙っててくださいよ。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） だから、私が質問しているんだから、そういう発言はしないでくださいって言っているだけですから。

・・・町議、・・・町議の同席は岩崎産業から要請されたものかどうか、これをお聞きしたい。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

それでは、訴状から外れるお話になりますけれども、今年4月22日の読売新聞は、「訴状によると、現町長は選挙公約として買い取りを掲げ、議員時代にもまちづくり特別委員長としての買い取りの姿勢を示した」と報道されています。先ほどから述べている訴状の内容と符合する記事であります。

しかし、・・・議員発行の南伊豆民報、これご存じですか。南伊豆民報93号には、「議会の多数は買収行動を厳しく批判、買収でない検討を主張した」とあります。しかしながら、平成15年10月7日、議長、副議長、第1及び第2常任委員会の委員長が町長に同行し県知事に面談し、買い取りの要望を提出しています。また、南伊豆民報93号には、「当時議員を務めていた・・・現町長も買収行動を批判」とか「・・・町長が石廊崎ジャングルパーク買収を述べたことは一度もありません」と記載されていますが、平成17年5月6日付みなみいず議会だよりや、平成19年4月26日、先ほどの読売新聞ですが、この報道から考えると矛盾した内容です。この点について町長はどのように考えるのか。・・・議員発行の南伊豆民報93号が正しいのか、訴状の内容や読売新聞の内容が正しいことと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件も先ほどと一緒にあります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君）・・・議員もまちづくり特別委員会の委員であったと記憶しますが、町長は委員長としての委員会での発言は、これも同じく答弁できないと思うんですが、・・・議員発行の南伊豆民報の記載のとおりだったのかどうか、これをお聞きしたいんです。

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君）わかりました。

最後に、まだまだ訴訟の情報というのは皆さん町民は知りたいと思います。そして、訴訟中だからしゃべらないとかではなくて、ある程度出していい事実というのはあるはずですよ。閲覧もできるはずですよ。だから、そういう意味で、町側からも今こういう状況の訴訟の状況になっている、こういう流れになっているということをぜひ情報開示をしていただきたいと思っています。

そして、ジャングルパークの訴訟問題は、本当に経済的な意味でいえば、南伊豆町にとって非常にマイナスの結果をもたらします。訴訟が長引いた場合、観光地としての開発、利用はできないし、その一連の責任をだれがとるのか。町民に対して、町長はどのような責任のとり方をするのか。山積する市町村合併問題や財政問題に対しても、町長は責任ある態度でリーダーシップをとっていただきたいと思っています。

町長の得意の議員時代とは立場が違うとの発言は、町長報酬削減の一般質問のときもありましたが、これは町長は議員時代に行財政改革委員会の中で、前町長に対して20%の削減を是とするということをやっているわけです、手を挙げているわけです。そういう中で、自分が町長になられたら立場が違う、2%だと。これは余りにも一貫性のない発言であり、町民にとっては納得できない発言だと思います。

今般の・・・助役の個人的発言として前置きのある、訴状に書かれている立場が違うという考え方、これは損害賠償の訴訟戦術的な側面からは許されるのではないかと思います、町民としては納得のできない不可解な発言であり、本当に無責任と言わざるを得ない。ぜひ町民の納得のする責任のとり方をしていただきたいし、訴訟については、ぜひ南伊豆町に不利にならない方向での解決、これはもう普通考えるとゼロということはないんでしょうけれども、最大限努力して解決をしていただきたいと思っています。

時間的に大分余っちゃったわけですが、答弁を予測したけれども、初めから町長の答弁は差し控えるということでは思っていたわけですが、自分が例えば町の執行者として本当にこれで正しい行動をしていたのか、執行者になる前に議員として正しい行動をしていたのか、その辺のところを町長としてはよく考えられて、今後の訴訟にも臨んで

いってもらいたいと。町民に恥じることのないような訴訟での場の態度、これをとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

まず、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先程の一般質問でもジャングルパークの問題が質問されました。そしてこの後も2人の議員の方から質問がありますけれども、すべてこれは、訴状というのは一方的な原告の主張であります。したがって、このことは法廷の場で明らかにすることです。このことをここで申し述べておきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 町長の発言を終わります。

横 嶋 隆 二 君

議長（藤田喜代治君） これより12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して、一般質問を行います。

まず、今日の情勢がどういう中に置かれているかということ、非常に大事なことなので述べたいと思います。

今、南伊豆町は、合併新法のもとでの合併の流れの中で洗われようとしております。そし

て、それは全国の自治体にも共通しています。夕張の問題を初めとして自治体のあり方の問題、そして全体、国の問題に関してはどうか、非常に流動的です。国民の生活の根幹を揺るがす年金の消えた問題、そして5月30日には現職の農林大臣が自殺をすると、まことに痛ましい事態が起こりました。南伊豆町にとっても農林漁業、特にまき網問題でもこの意見書を上げた担当大臣が亡くなられるという、そういう事態に今日があるということでもあります。

私は前回の合併の問題もそうですが、この南伊豆の地を遠来から築き上げて頑張ってきた皆さん、そしてこの間、南伊豆町を愛して移住されて住まわれている皆さん、私もその一人ではありますが、こうした皆さんと一緒にこの地域を将来にわたって、今の厚生省跡地には日詰遺跡、1,700年前の土器が展示をしてあります。これが楚々として展示をしてありますが、こうした営みが行われていたこの土地が、たかだか5年やそこの合併問題で非常に揺らぎしています。

しかしながら、私たちは5年、10年先ではなくて、やはり弥生人から1,700年もの歴史を持ってこの地にあることを思えば、もっと大きいスパンでこの土地の将来を考えて、そこからひいては国のあり方も考えていく立場で、自分が生まれ育ったところではないけれども、子供を育て、ともに地域の皆さんと協力をして土地を築いてきた、その南伊豆町を愛する思いで町をつくり上げていくと、いろんな波の中でも町をつくり上げていくという思いで一般質問を行います。項目が多岐にわたっておりますが、簡潔に答弁をいただきたいと思います。

まず、町長の政治姿勢であります。

この間述べたように、合併の問題あるいは財政の問題、地域活性化の問題、これに関して基本的な考え方を簡単に述べていただきたい。

まず、ここに項目に上げたのは、いろいろ財政が大変だから合併やむなしという風潮が言われていますが、いわゆる自治体の財政力というのは全国の地理的な条件によって、産業構造によってまちまちであります。いわゆるそれぞれの財政力のもとで財政を運営して、借金の状態も含めた状態がどういう、全国の中でどのぐらいの位置にあるのか、その点。南伊豆町の実質公債費比率は全国の市町村の中で何番目ぐらいにあるのか、その点1点お答えしていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの実質公債費比率であります。これは平成18年度から地方債許可制度が協議制

度に移行したことに伴い、従来の公債費比率や起債制限比率にかわって、新しい比率で起債制限等を行うこととなったために導入されたものであります。

実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金、いわゆる公債費であります。これを置き、分母に標準財政規模を置いて求めるわけであります。従来と異なりますのは、分子の元利償還金に上水道や交通など公営企業の支払う元利償還への一般会計からの繰出金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることとあります。

この実質公債費比率が18%を超えますと、地方債許可団体に移行することとされております。また、25%を超えますと単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。そこで、当町の実質公債費比率であります。これは平成15年度、16年度、17年度の3カ年平均で10.8%であります。この数値が全国の市町村の中でどのくらいの位置にあるのかとこととありますが、総務省の資料によりますと、全国の市町村1,844団体中294位となっております。賀茂地区にありましては、市町の中でも松崎町の168に次いでこの順位となっております。

今後も財政の健全化に努め、起債制限団体等にならないよう努力してまいりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ぜひ答弁簡潔にと申し上げたけれども、項目がいっぱい詰まっているもんで。

全国で南伊豆町の実質公債費比率は294番目だということとあります。一方では、財政が大変だから合併しかないということをやられています。これは財政問題が理由でないということが一つは明らかで、合併の理由ではないという、それは明白だということ。

もう一つは、5月になってから政府がいきなりふるさと納税制度というのを提案しました。これは、ことしのこの6月からサラリーマンの住民税が大幅に値上がりしたと関連しております。政府が税源移譲と称して、小さい町そのものを自立してやれということがまさに矛盾を来しているから、都市に出ていったその出身住民にふるさと納税を強める、それを求める。こうしたことが地方税源の確保の制度そのもののこれまでの施策が矛盾であったということをしかりと認識をして、この点から国に対しても県に対しても意見を出していくべ

きだというふうに思います。

次に、合併問題と共立湊病院の改築問題の関連であります。

私なぜこの問題を出したかという、来月、町議会も改選に入ります。そして、合併問題というのは非常に焦眉の課題となってきます。こうした中で、3月の末に町の産業団体が合併の要望書を出しました。ところが、漏れてくるのは、賀茂支援局から要請をされてやったという要望だということが当事者からも言われる。また一方では、賀茂支援局長が西伊豆町は今回の合併には加わらなくてもいいというような言明もされたということを耳にしております。合併の同意があればこれが、そういうことはないでしょうけれども、自主的な合併の中でさまざまなことがやられる。

こうした中で、これからの議論がありましたが、町長は共立湊病院の管理者の立場ということではありますが、南伊豆の町長として共立湊病院のあり方、これは新改築の問題はありますが、それをおいても、病院があそこに存続をして町民の、そして賀茂全体の中核の病院としての役割を果たす、そういう立場を堅持できるのか。

合併をした場合に、合併をしなくてもですね、去年の8月の病院議会では、もういいかげん多数決で病院の移転を決めるべきだ、こういう意見が出ています。もちろん、合併がそのままいった場合には、議会の多数決でこれがすんなり決まってしまう可能性は十分ありますし、そういう意向も他町の中ではあると。この点、鈴木町長は南伊豆の町長としてどのように考えられているのか、簡潔にお答えください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院問題につきましては、議員もご承知のとおり今、建設検討委員会あるいはその下部組織であります幹事会等で資料等を作成し、検討しておるところであります。そんな中で、私は管理者である前に、やはり南伊豆町の町長として、あの病院の問題については一昨年の地区懇でもそうですし、議会の皆さんにも申し述べてきましたけれども、やはり環境的に、あるいは過去の経緯等を考えて、そしてこの我が町の医療を考えると、ぜひあそこで存続してほしいということは申し述べてきております。

そんな中で、この移転問題が今持ち上がっておるわけですがけれども、今言われるように、いわゆるこれを多数決でという話が確かに前にありました。私はそのときにも反対というか、申し述べましたけれども、やはりまだあの段階で、病院の移転について多数決で決める段階

ではないと。例えば、場所の問題もそうだし、何よりも財政的なことがまだ十分に議論されてないし、見通しが立たない。そういう中で、これを簡単に上げるというのは、多いか少ないかで決める問題ではないということを私は申し上げてきました。

したがって、今その問題はやはり同じでありまして、ですから建設検討委員会でそれぞれの納得のできる資料を作成して、そして幹事会議で建設検討委員会で検討しようではないかという意見の一致を見たわけです。ですから、それを今年度中にできれば詰めていきたいという考えで今おります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 共立湊病院は、現在の役割はもちろんのこと、あそこが80年前に旧海軍病院として建設をされた、当時のことは、地域住民にとっては今をもっても語り継がれているものであります。長い間守ってきた地域住民の、いわゆる海の近くで、津波も受けない、安全で湊地区でも一番いい場所、ここがですね、海軍が強制接收をしてつくった病院である。そうした思い入れも含めて、白砂青松の南伊豆町、そしてあの渚の環境でも、日本でなかなかない環境のもとにある病院を政争の具にされているということはまさに遺憾であって、この病院をいわゆる地域の医療の中核として、そして死に病になった人を治癒できる最良の場として位置づけていっていただきたいというふうに思います。

政治姿勢の3つ目で、三浜地域など周辺地域の振興策をどのように考えているかであります。

これは簡潔にお答えしていただきたいんですが、突き詰めれば長くなりますけれども、私は合併をしないで単独のまちづくり、南伊豆町は踏ん張ってやっていくべきだということの一端に、現に南伊豆町の中でも、いわゆる周辺地域となっている地域が海岸線に幾つかあります。その中でも、「など」ということを表現をしましたが、三浜地域は町の中心街に一番遠いし、子供からお年寄りまで、子供でいえば保育園の送り迎えから中学校、そして高校への送り迎えは、長い場所では片道30キロかかる、そういうことを通じて地域を守っている。一方で、町より先に農漁協の、あるいは郵便局の撤退、これでお年寄りの不安が強まっている。

こうした中で、町長は、前執行部の時代に三浜の小学校、地域の核というふうに私は見えています、この学校が新築をされて間もない時期に、前執行部の時代に学校統合審議会が立

ち上げられました。とんでもないことではありますが、学校審議会が立ち上げられたのは平成16年11月ですから、既にその前の平成16年4月に下田市長と前町長との会合では、合併したら小中学校は統合するということが新聞にも報道されました。

こういう中で、町長がかわって、その後の統合審議会の中では、学校統合には地域住民の声を聞いて、慎重に進めると。三浜小学校の問題に関しては、平成26年までの猶予を見ることが答申されました。そうしたことを含めて、私は、地域の偏在の中で頑張っておられる地域住民、そしてその核となる小学校や公的機関、こうしたことを絶やしてはいけなし、そのために町長はどのような考えがあるのか、これを申しわけないんですが、短く答えていただけないですか、まとめて。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

三浜地区におきましては、いろいろ今言われたようなことがございます。その中で、例えば妻良、子浦あるいは中木、下流もそうですけれども、修学旅行生の体験入村、あるいはその他海を使った関係の地域づくり、そういったことが今進められております。そういう中で、特に子浦の場合は、五十鈴浜を起点としたシーカヤック等も普及しておりますし、それから伊浜の夕日が丘展望公園の付近には宿泊施設であるとか、あるいは飲食店の出店等も目立っております。その中で、長者ヶ原の山ツツジまつり等に見られますように三浜地域などは近年、いわゆる新規定住者を含み、地域住民の活発な事業が展開されているというふうに思っております。

行政といたしましても、このような現状を踏まえ、観光資源あるいは地域のコミュニティ活動支援、定住促進の充実などに取り組んでいきたいと思っております。

なお、議員もご承知のとおり、今般、いわゆる高速通信の回線の整備ということで、ADSLを67局、いわゆる妻良局、それから64局、蛇石もそうですけれども、これを本年4月から実施して、インターネットによる高速通信が可能となったわけでありまして。こういったことを含めて、今後、特にまた三浜地区もそうですけれども、全町的にそういったことで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ここで、この問題についての提案で、これは事前通告していません

が、合併をしないで、やはりどの自治体も国の抑圧のもとで大変な運営しているわけですが、一つの例で、岡山県の奈義町というところで、中国山地の中に位置している人口6,600人で、面積は約70平方キロメートル、南伊豆町の7割ですね。ここは、4月から小学校卒業まで医療費を無料化、小学生は通院、入院とも、中学生は入院の無料。それで、高校入学時に1人当たり5万円の就学援助を全支給をすると。その町長は、大型事業を控えても、町民生活に結びついた事業を重視してやっていくということを言っております。

これは、私は先ほど三浜小学校の問題を出したのは、地域に高齢者がふえることは、むしろ元気な高齢者をふやすということは誇りに思っていると思うんですね。同時に、やはり義務教育の一番拠点である小学校がなくなるということは、それを担える若者たち、支える若者たちがなくなるということで、こうした点での施策をぜひ検討すべきだと。そして、小学校を残し、また帰る人、移住者もいて、何とか人口もある程度大幅に減少しないで済んでおりますが、こうした施策を検討すべきだと思いますが、細かいことではなくて、そうした少子化の問題、高齢化の問題とも結びつく施策の検討をぜひすべきだと思いますが、町長いかがですか、簡単に。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど申し上げましたように、新規の定住者等も見られる中で、なお一層こういった傾向が強まっていくよう、今言われたことを含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 次に、ごみ問題であります。

まず、この5月に出た「みなみいず」広報、これはコピーですけれども、この13ページの記事の中に、ごみの有料化として文書があります。先ほどの質問でも出たんですが、私は町長も含めて、助役やあるいは担当の課ですね、「ごみ処理の有料化」という大見出しで書いて、「今後は、この答申に基づき実施方法を検討し、町民の皆様のご理解を得ながら実施したいと思いますので、ご協力をお願いします」ということなんですよ。こういう書き方があります。

これは、4月20日に全員協議会をやって、清掃審議会の答申を報告をされたときに意見を

出して、ごみの減量化云々の問題はもちろんのこと、町民の理解、あるいは内実を全町的に明らかにしてやるべきでということで、6月議会への条例提案を見送ったはずなのが、5月2日付の広報でこうしたことが書かれて、町民は有料化になるんだという認識を持って、問い合わせがありますが、この点、まず町長を含めて担当課、どういう認識でこういう文章を書かれたのか、チェックをされたのか、答えてもらえますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ごみの有料化につきましては、全員協議会でご説明をし、そして実施についてはということで今言われたようなことでありますけれども、あの時点ではやはり答申を受けまして、そしてそれを実施に移すという、町の考え方としてまず広報へ掲載するということでありますので、先ほどの質問でもございましたように、この後の地区懇等でも住民の皆さんには説明しながら、理解を求めていきたいということであります。

細かい点につきましては、担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 今、町長が申し上げたとおりでありますけれども、5月号の広報「みなみいず」の掲載につきましては、答申が出ましたので、それを町民の方たちに広くお知らせした方がいいのではないかとということで、広報に掲載いたしました。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは議会軽視ですよ。ここに改正の流れまで書いてありますけれども、あくまでも案で、有料化があたかもこのまま実施していくというふうにとられるんですよ。議会で条例も通っていないのにこういうことを書くということは、とんでもないことだと。諮問というのは、あくまでも執行部の諮問ですからね。提案を参考にするということであって、議会に出された資料もありますけれども、これは訂正をすべきだと思います。本題に入る前に、これはゆゆしき問題だという認識を持ってもらわないと困るんですよ。議会を通っていないのに、こういうことが改正案も含めて出されて、ごみの有料化でね。今後、理解を得ながら実施するっていうのは、もうあたかも決まっているようなね。議会は何のためにあるのかということが問われると思うんですけども、どうですかね、担当。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 議員言われるように、議会軽視と言われればそのようなあれもありますけれども、私といたしますか、担当課といたしましては、そういう審議会から答申が出たということで、その答申をですね、先ほども申し上げましたけれども、町民の方たちにわかっていただきたいということで、自分の中では議会軽視というふうには思っておりませんでした。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） これ、町長もそうですけれども、副町長はこうした問題を決裁する上で、全員協議会でも議論をして、6月議会の条例提案を見送って、説明が大事だということを確認したわけですけれども、こうしたものをね、文書をきちんと読んで決裁されているんですかね。

議長（藤田喜代治君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 担当課長からも申し上げてありますけれども、4月20日の全員協、それらを経た中で5月3日で広報に載っている状態。やはり、それは答申を皆さんにお知らせすると、趣旨はそこにあったと思います。ちょっと資料等を持っておりませんので、そのとおりで……。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 答申は、執行部が諮問した中身に対する答申ですよ。先ほど、その後にも係争の問題がありますけれども、問題が決まっていないうちにね、議会に出してから決まるものを、諮問があったからそれを丸々出すなんていうのは、そんなところはどこもないですよ。しかも「実施したいと思います」とまで書いているんですよ。

これは、助役は、やっぱり町長も、これが議会に出る前にこういうことがやられるということの重大性、納得できないんですよ、中身に入る前に。そこは改めてきちんと訂正の文を出さなければ、納得いかないですよ。そういう頭で執行をやられていたのでは、これは前執行部の時代にはですね、後で出しますけれども、そういうことが多々あったと。二度とそういうことはやらないでという轍を踏んでいたわけですけれども、町の職員の中にもそういう頭が残っているのではないかということをおもいますけれども、改めて再度、町長のこの問題での考えを。これは決まったものではないですよ、議会で審議もしていませんし。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この有料化の広報への掲載については、先ほどから担当課長あるいは副町長が申し述べたとおりであります。今後、ですから地区懇談会等で町民の皆さんに、あるいは広報等で理解を求めながら、この問題はまだ実施するというものではありませんので、詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 改めて認識をですね、この後も進めて、ちょっとこれに対する説明の、広報は2カ月に一遍ですから、お知らせ版等々でも含めて、訂正というか、解釈を出していただきたいというふうに思いますが。

本題というか、これも一番の本題なんですよ、議会を通ってないものが、審議をしていないものがこういうふうに出されるということ。

もう一つ、ここで言及しておきますが、清掃審議会に議会選出の議員がいるということ、審議会、諮問の機関の中にですね。これ自身も、これは議会として改めなければ、審議権の放棄にもなりかねない。そこで審議したからいいというものではありませんし、そこを主張しておきたいと思えます。

いわゆるごみの有料化問題は、2002年、国の環境審議会の中で有料化の方向が打ち出されていて、南伊豆町も現在、有料のごみ袋を買って、現にやっていることはやっています。そうした問題とごみの減量化問題、有料化と減量化がどういう相関関係にあってですね。既に有料の袋でしか、そして名前を書いて集める。ごみのリサイクルも資源ごみのリサイクルも含めてやっているところですが、この間どの程度のごみの減量ができているのか、その点をまず答えてもらえますか。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 昨年の全体数でいきますと、大体一般物、燃えるごみですね、こちらの方が3,921トン、平成17年度が4,252トンです。約300トンの減にはなっております。それは、あくまでも燃えるごみの分でございます。それから、分別の方ですけれども、こちらの方が昨年は619トンで、ことしは600トンで約19トン減っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） リサイクルの問題から含めて、平成16年のごみ排出量は焼却分がピークで4,300トン、つい最近の七、八年の流れでは4,300トンあったものが漸減をしてきているという方向は、分別収集をやっているというところにありますけれども、分別収集といわゆる指定ごみ袋にしたからどの程度の負担というか、費用の軽減がされたかということはどうのように見られているのか、費用の問題ですね。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 袋を買っていただいていたときは、1,847円ご負担をしていただいております。それから、このほど改正をもしすることになりますと、1世帯当たり4,545円の増ということになります。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） ごみの有料化をした場合に、清掃費の中にも清掃総務費とかじんかい処理、じんかい処理の中にもごみ収集、焼却施設維持等々ありますが、どの程度までそれが、有料化にして費用負担を求めた場合にどの程度それを穴埋めというか充当する、何%ぐらいまで、そういうことの見通しはどうか。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 18年度はまだ出ておりませんので、17年度の決算で見ますと大体2億2,000万ほどかかっております。大体10%で、2,200万ぐらいの収入といえますか、上がることによって増収になるということでございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 私、その2,200万程度の充当ということではありますが、そうすると全体のじんかい処理費等々の見通し、その中身、対応に関しては、ごみ収集に関しては可燃物の収集もあれば、分別収集の問題もあります。焼却施設の維持、この費用負担の内訳はありますが、この点はどのように精査されておられるのか、お答えしていただきます。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 分別収集等委託料として9,903万円がかかっております。その内訳としましては、清掃事務費の方で1,856万、ごみ収集で6,053万6,000円、焼却施設の維持管理で179万6,000円、それで最終処分場、これはごみを持っていくところ、運んでおります

けれども、これが1,671万3,000円で、9,090万2,000円かかっております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） これ、大まかな全体の数字ですけれども、なぜ聞いたかということ、この間も議会の中で、そうした費用の問題、例えばごみ焼却炉の維持の修理の問題に関しては、これは入札でやられておられるのか。焼却炉の維持、ごみクレーンの補修、これは平成16年から焼却炉の維持、時間がたてば多少費用が上がるというのはあるか知らないけれども、これはどんどん上がっていると。18年度はもう締めておりますけれども、予算の数字ですけれども、平成19年と平成16年段階を見ると、7,500万近くこれが伸びている。ごみクレーンの補修に関しても、これは600万弱伸びているということ。

全体の可燃物収集委託に関しては、一方で16年度と比べて500万弱、収集委託費は減少している。一方で、粗大ごみの収集、これは横ばい、ほぼ1,000万。分別収集運搬委託は全く予算も、17年度までは決算ですけれども、これは同じ。分別処分の保管委託は若干ですが、これは平成19年度予算660万、平成17年度決算段階では600万で微減ですが、ごみ収集の可燃物を除いたいわゆる資源ごみの回収は、業者1つで3,800万からの費用がかかっております。こうした全体の費用負担に対して、業者への対応に関してはどのように、入札も含めて、対応されているのか。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 入札はやっておりません。といいますのは、やはり業者的に1社しかないということがありまして、入札ができないということで、随意契約でやっております。

今ありました粗大ごみにつきましてですけれども、災害等があればやはり粗大ごみも大分ふえますんで、その辺の若干の、今言われるように、金額変わらないというようなことがありましたけれども、やはりその年年で若干違ってくると思いますので、よろしく願います。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） ちなみに、容器包装リサイクル法ができて、町民の皆さんは、リサイクルされたものは再商品化をされているという、もちろんそうだと思うんですが、南伊豆町の場合、ガラス瓶、ペットボトル、紙、プラスチックに関して、業者にトン単価ですね、

キロ単価でもいいんですけれども、どういう契約をされているのか。

それと、再商品化の事業者に対して、どこにそれが委託されて、最後いつているのか。その点を教えてください。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 瓶の単価ですけれども、破碎するのに1キロ3円かかります。無色の瓶を処理するのに3円、茶の瓶は4円です。缶類については圧縮するのに12円、紙が5円です。単価的にはそういうふうになっております。

〔「キロ3円ということ、引き取り料金」と言う人あり〕

町民課長（大野 寛君） はい、引き取りって……。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これ3月の委員会で聞いたときは、トン当たり無色で6,000円、茶色で7,000円、その他の色が5,000円、ペットボトルは8万とかって聞きましたけれども資料では、引き取り処理費用。

〔「休憩」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

……（録音漏れ）……

町民課長（大野 寛君） ……申しわけございません。手元に詳しい資料がございませんでしたので、後ほどご報告させていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これ非常に大事なことなので、本会議場で会議録に残るように答弁していただきたいんです。

なぜこれを言ったかということ、ごみの減量問題、町民がリサイクルの流れで排出をしてや

っているわけですが、リサイクルの問題も含めた費用を考える必要があって、分別収集の保管委託料あるいは収集運搬も含めて出しているわけですが、引き取り単価が財団法人の再生リサイクル協会と比べて断トツに高いんですね。その点、1社しかないからこうだということは理由に当たらず、賀茂郡の中でも、下田市ですね、それと東河環境センター、これは河津と東伊豆、それと西伊豆クリーンセンター、これは再商品化の事業者、行く先がわかってこれをやっている、これは19年度。こうした透明性を持ってやっていますが、その点をぜひ答弁してほしいと思いますが、単価の比較に関しては、ぜひ本会議場で述べていただきたいというふうに思います。

時間が迫ってきていますので、いずれにしても、そうした清掃の問題ですね、すべての費用、清掃行政のあり方の問題、ここを抜きに、町民に単なる費用負担だけで説明はできないということですね、もちろん歩どまりがあって、すべての負担というのはできませんし、まして修理だ何だで入札だ何だやっていないとすれば、この問題もありますし、こうしたことをぜひ是正した上で議会にも資料を出していただきたい。

次に、肺炎球菌ワクチンの接種に助成をという提案であります。

本当に時間がかかっちゃって申しわけないんですが、なぜこれを提案するかというと、いわゆる高齢者がふえてきて、私はそれはうれしいことだということは言いましたが、人間が長生きをするということは本来の願望であると同時に、現状では社会的なさまざまな問題で、長生きをしても非常に辛い立場に置かれる。介護の費用の負担の問題もありますけれども、こうした中でインフルエンザに対する接種には助成がありますけれども、いわゆるお年寄りの方々が流感のはやっている時期にかかる一番のきっかけは、体調を崩すきっかけが肺炎であります。その中でも肺炎球菌が多いというふうに言われております。

急いでいきますけれども、たまたまですね、これは夕張の新たにできた診療所に赴任した村上さんという医師ですが、この医師がその前に北海道の檜山郡管内の旧瀬棚町で地域医療に取り組んだのが2004年、5年前ですか、4年前です、3年前ですか 2004年の記事で、6年目ですね。肺炎球菌ワクチンを投与して予防医療に努めて、ここで医療費の2億円減少をさせてきた。ちなみに、この村上医師は自治医大の出身ではありませんが、自治医大の医局の関係で湊病院にも2年いたということですが、北海道の過疎地の出身で、過疎地の高齢者の状況、そして医療のあり方を考えたときに、こうしたものを普及して、公費助成をすることで医療費の減少を進めてきた。

私は、医療費の減少というのは二次的なもので、何も医療、診療を抑制させるとそういう

ことではなくて、この間、身近な介護あるいは介護している人の家族、様子を見ても、インフルエンザワクチンのみならず、肺炎球菌を接種しておくことによって寝たきりにならない、風邪等の疾患から余病を併発しないことが可能であるというふうに思うし、そういう例が多々出てきております。

そうした点で、一方的にいっぱい言っちゃって申しわけないんですが、肺炎球菌ワクチンは5年間有効だということであります。2回目の投与というのは、副作用上やらない方がいい。ちなみに、国保運営協議会の中でも一定の効果があるという見解も医師から出ていますが、これこそ敬老の日の高齢者へのプレゼントとして助成、全額助成は、これ接種するのに8,000円から9,000円かかるということでありますが、5年間あるいはそれ以上という点では、非常に本人そして介護する人、家族にとっても有意義なものではないかというふうに思いますので、その見解を伺いたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

肺炎球菌ワクチン投与でございますけれども、これはいわゆる任意の接種でございます、町の助成制度の検討につきましては、健康被害の問題のみならず、現在任意で接種していますほかの予防接種との関係など、検討課題が幾つかあります。そこで、町としましては、国・県の動向を注視しながら、今後その内容に沿った検討をしてみたいというふうに考えております。

当面は、肺炎のもとになると言われているインフルエンザにかからないよう、インフルエンザワクチンの予防接種の勧奨と、自分の健康は自分で守るという観点から、手洗い、うがいを励行するという生活習慣の普及啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） せっかくですので、担当の課長ですね、村上医師によれば、肺炎になれば治療に1人25万円かかるということで、肺炎球菌ワクチンを接種した段階で大幅にこれが効果があったということですが、直前まで共立湊病院の事務局として活躍されていた、そうした観点から見て、こういう施策に関してどのように考えられますか。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今、議員が申されましたように、元気高齢者による高齢化率がアップするということにつきましては、町といたしましても喜ばしいことだと思います。

質問の内容にありましたように、肺炎球菌というんですか、肺炎球菌を原因とする肺炎等を起こした場合に、本人はもちろん、家族等々に金銭的、また精神的なものを与えるということはもちろんでございます。それと、平均で25万円ほど治療にかかるということもそのとおりでございます。そのような中で、平成17年におきまして、南伊豆町の死亡者は171名で、肺炎が原因とされた死亡された人は18名となっております。約1割強の肺炎による死亡者ということでございます。

そのような中で、助成制度等も視野に入れ、今後検討していくわけなんですけれども、国の方におきまして厚生労働省が予防接種に関する検討会を設けております。その中で、現在まで第12回検討会が開催されております。そうした中で、海外でのインフルエンザワクチンとの併用接種、肺炎球菌ワクチンの有効性を示唆する研究が報告されている。そのようなものをもとにし、国内でも治験が集積されつつありますけれども、今後、有効性、安全性、また費用対効果等研究を進め、さらに治験を集積していくことが前提となるという中間報告を出しております。

先ほど町長の答弁にもありましたように、国・県の動向を見ながら、町といたしましても検討し、できる限りの方策をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長ですね、先ほどの村上医師の記事のほかに、2005年3月15日の読売新聞の記事で、その時点で高齢化が進む全国21市町がこれに追随というから、もう少しふえていると思うんですね。医療機関も2万6,000カ所に広がっている。

私は、介護の問題、保健医療の問題で、箱物の問題は取りざたされているんですが、身近なところで、まず予防できて元気な状態を保っていくということ、こうしたことはですね、一見この助成がべらぼうにかかるようであっても、全体の社会的な要因、もちろん費用負担、医療費が減額できるわけですが、いわゆる社会的な損失、本当に肺炎にかからないで済む、そうした状況をつくっていけば、家族も含めて安心した生活が送れるという点では極めて重視していい施策だというふうに思うんですね。

これは、箱物のセンターをつくるよりも、よっぽど対費用効果というか、私、健康や介護

の問題は対費用効果でやるべきではありませんが、むしろ今の医療が薬を大量に投与してやっているということから考えれば、あるいはいろいろな施策を形どおりの介護保険とかやっても、本当に高くてかかれぬ、そういう状態がある現状の中で、そうした問題を解消しながらも事前に予防措置をとれる、この問題を、高齢化と少子化が進むこの町で、安心して高齢化社会を家族とともに過ごせる、そのために真剣に検討していただきたいというふうに思います。

先ほどの休憩もあったので、若干あと5分ぐらいあると思いますので、最後に岩崎産業の訴訟問題であります。

もちろん、訴訟問題ですから、相手が訴状にいろんなことを書いてきます。この会社は全国でもあっちこちで訴訟しているということも耳にしております。ネットなんかでも出ておりますが、私はそうした中身の問題を聞くということではなくて、これはその責任の配分、いろんな問題に関して、あるいはその訴訟が妥当であるかどうかも含めて、裁判で決するものだということふうに思うので、こうしたものをですね、あるいは現町政に対して、あるいは現町政であろうがどの町政であろうが、問題の所在を明らかにしないでこれを投げかけるというのは、極めて社会的通念に反するものだということだと思いますので、あくまでも、冒頭申しましたようにいろんな政治的な問題があっても、この南伊豆町を愛して、この地域の発展を真に願う立場から、町長の姿勢を確認していきたいと思うんです。

1つははっきり言えることは、この問題の起因するところが、企業の撤退の問題に前町長がかかわって、しかもこれは出ている問題だから言いますけれども、最初にこちらから買収をしたい、そういうことを口頭で言っている。契約はしているわけでないと思いますが、そうした問題。これは、議会には全く寝耳に水だったわけでありまして。これが石廊崎のジャングルパークの問題で、これは未遂というか、その後、町で固定資産税をいただいて評価をさせていただいているものをですね、新たに土地鑑定評価をやるなどという愚行を前執行部がやったと、これはもう厳然たる事実であります。

問題は、そうしたことも含めて、現の石廊崎ジャングルパークとは違うんですが、今、問題、課題に上がっている旧厚生省の薬用試験場跡地の活用問題、これも議会に全く相談がないまま買収の話が進められてきて、結局買わざるを得なかった。これは、町民の皆さんも記憶を呼び戻してほしいんですが、社会保険庁の施設あるいは国の施設をですね、国の外郭団体の施設がいわゆるたたき売りをされたというのは、厚生労働省の買収の問題があったわずかの期間であります。

近いところでいえば、松崎町の勤労福祉センターや下田市の今のサンワーク。下田市のサンワークは250万程度で払い下げられた。こうした問題を、現存の建物の解体費用を含めな  
いで、土地の時価だけで買収したというのが過去の実態であります。これが議会に全く相談  
もないままで買収作業が進められている。結果としては、それを買わなければ、国はもうど  
うにもならないということで、議案として議会に買収の費用、当時はふるさと創生金2億若  
干ありましたが、その98%を使って買収をしたという経過があるんです。

そこでですが、町長、こうした係争に発展する問題、相手の会社の問題もありますが、町  
の重要な施策に対して、先ほどごみ問題のことも出しましたが、議会はもとより、住民の  
意見を聞いた上でこうした大事な問題を進めていく。この間、町政を見ている限りでは、そ  
ういう姿勢であると思いますが、その点の確認をこの場でしたいと思いますが、答弁をお願  
いします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた例のジャングルパークの問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、  
今係争中であり、この場で内容についての答弁等は控えさせていただきたい。

それで、訴状については、いわゆる一方的な訴えでありますので、この内容についてこれ  
から一つ一つ明らかにしていくということでございます。

そして、今言われる、いわゆる重要案件についてはということでもありますから、それは私  
は就任後、心して進めておることでありまして、議員がどう見られているのか、それはわか  
りませんけれども、住民の理解を得ながら作業を進めていきたい。ただ、若干、先ほどのご  
みの有料化の問題がありましたけれども、やはりそういった理解を求めるという点で、ある  
いはこれはどうかということもあったかと思えますけれども、基本的にはそういう考えは変  
わりませんので、ここで申し上げておきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この問題ですね、かつて役場の最高幹部の一人であった方が、「い  
や、本当に議会に相談をしないで物事を進めていった、その問題がここに起因している。  
非常に町にとって残念なことであって、今後こういうことはあってほしくない」、そういう

ような声も寄せられております。

私は、改めて、この問題が決着した暁に、費用負担の問題も含めて、町長は毅然とした姿勢をとる考えがあるのか。同時に、議会はきちんとした調査機関も設けて、こうしたことの内容をつまびらかにするべきだ。これは訴訟が終わった後ですけれども、その点再度答えてもらって、質問を終わりにしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いわゆるこの問題は係争中でありまして、まだその費用云々については詰めを行っておりません。したがって、今後ある程度そういった話が固まってきた段階で、また皆さんにはご報告して理解ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ぜひ、これは関連して住民監査請求とかそういうのもあるかもしれませんが、毅然とした対処をして、町の形ではなくて、住民の利益を真に守る立場に立っていただきたいし、関係職員、関係というか、全職員がそういう立場で毅然として物事に臨んでほしいということを最後に述べて、私の一般質問といたします。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

まず、町民課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） 先ほどは大変失礼しました。

委託の単価でございますけれども、無色の瓶につきましては、町の委託は6円です。これをリサイクル協会に委託しますと、3.8円でございます。これはキロでございます。茶瓶につきましては、町は7円の委託で、リサイクル協会は5.2円でございます。その他の瓶につきましては、町が6円の委託に対しまして、リサイクル協会ですと5.8円。ペットボトルにつきましては、町は80円をお願いしておりますけれども、リサイクル協会だと1.8円の単価になっております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ただいまの発言について、後で資料をコピーして配付いたします。

清 水 清 一 君

議長（藤田喜代治君） それでは、2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） まず1つ目に、町の関係する訴訟についてでございますが、1つ目の「石廊崎ジャングルパーク跡地」と書いてありますが、この質問ですが、この訴訟問題の前に、石廊崎ジャングルパークについては毎年、環境省へ出す書類が町経由で、園地事業として申請されておるといふ形だと思っております。それで、今年も園地事業をやるについて、町としても副申をして、環境省へ園地事業の書類が上がっているはずと思うんですけれども、その内容はどのような副申をしてあるのか、あるいは岩崎産業はどのような申請をなされてきたのかをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

議員もご承知のとおり、石廊崎のジャングルパークは平成15年9月、閉園となっております。その後、平成16年度から3回にわたって関東地方環境事務所から、自然公園法による国立公園特別地域内事業休止承認を受けておりました。また、3年目の休止承認期間終了を迎える本年3月15日、低迷する景気の動向を見きわめ、及び施設利用計画の検討等を理由として、石廊崎来訪者に供用している駐車場、園路を除く温室や食堂等一部附帯施設の園地休止承認申請が提出をされました。

町は、観光客に不便をかけているトイレの開放や園地事業の再開を求めるといった意見をつけ副申し、5月8日付で関東地方環境事務所から承認をされております。

承認内容としましては、休止期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間であり、休止期間中は風致の保護上支障のないよう、施設を適切に管理することの条件が付されています。

以上が石廊崎のジャングルパーク園地事業休止の状況であります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 石廊崎ジャングルパークの園地事業は休止という形で、だけれども管理をしっかりやっていただきたいという形を町長も、あるいは町当局として話をしたわけでございますけれども、そういう管理もなされていると思うんですけども、あんまりなされてないような気がします。そういうのも、また裁判とは関係なしにお願いするようお願いいたします。

それでは、2番目の岩崎産業の経過と対応・対策ということでございますけれども、この訴訟については岩崎産業の一方的なる自分の考えによる訴訟だったと考えます。

それで、先般1回目の公判があったと聞いていますけれども、そのときに町として反論書みたいなやつを出さないと裁判は負けてしまうわけでございますが、その反論書はどのような文章かというとちょっとあれかもしれないですけども、一応どのような考えで、どのような内容だったのか、もし差し支えがなければ教えていただきたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、前から申し上げていますように、顧問弁護士と相談しながら進めております。内容につきましては、差し支えのない範囲で担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） ただいまの議員の質問でございますが、第1回口頭弁論の中で、当然のことながら一方的な訴状であり、これについては請求を棄却するというようなことで裁判所の方に提出をしております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 一方的な見解で棄却してもらいたいという形でございますけれども、やっぱりその関係、この議会でも、町長の方では一方的なもので棄却すべきだという形は今、担当課長が言われたんですけれども、町長の方からもそういう形の発言が必要ではないのかなと。記者発表ではございますけれども、議会の中でも必要ではないのかなと私は思うんですけれども、それについて、町長どう考えられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの件は先ほど申し上げましたように、顧問弁護士に一切そのまま任せるといふか、今、相談しながら進めております。そういう中ですから、先ほど申し上げたことが私のすべてであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） それでは、岩崎産業の裁判については、聞いても多分、先ほどの 2 名の方の議員からも同じでしょうから、それは飛ばしまして、次にまいります。

町の関係する訴訟ということで、今、自主運行バス事業が裁判にかかっているという話も聞いております。今、それらもあって、裁判中ですからいろいろあるかもしれませんが、今どのくらいの回数とか、あるいはどのような状況になっておられるのか。また、これからどのようになっていくのかをお伺いしたいと思いますので、ご答弁お願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

自主運行バス事業の訴訟の経過等でありまして、この件につきましては、町民から静岡地裁を經由して平成17年8月8日に訴状が提出をされました。そして、平成17年9月30日に第1回口頭弁論が静岡地裁で行われ、町では請求を棄却する答弁書を提出して、係争中となっております。現在、口頭弁論を開く前に行われる争点整理のための弁論準備会議が関係者以外非公開によって、おおよそ隔月のペースで行われおります。

係争中の案件でありますので、詳細につきましてはの答弁はやはり控えさせていただきたいと思っております。

清水議員の言われる、先ほどの岩崎産業の問題とこの自主運行バスの意見でございますが、先ほどから私は申し上げておりますように、どちらも一方的な主張であります。南伊豆町としては惑わされることなく、全面的に争い、請求棄却を訴えていく所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長から力強いお言葉をもらって、大変うれしいわけでございますけれども、そういうふうになってもらいたいし、なるべきだと私は考えております。

それでまた、私はわからないんですけども、ほかにもまた町で訴訟が、ほかにも知らないところで、多分ないと思うんですけども、あるのか、ないのか。訴えるものはあるかもしれませんけれども、訴えられたものがあるようでしたら、それをご答弁願います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの質問ですけれども、私の承知している限りでは、ほかには今のところございません。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 訴訟はぜひうまく、町民、町全体にかかってくるので、これもうまくやっただいて、町のためになるような裁判、結果を出していただくよう努力していただくようお願いいたします。

続きまして、2つ目にまいります。

合併調査委員会ということでございますけれども、先ほどの町長の行政報告の中にございましたけれども、合併調査委員会は企画調整課の中でやっているという話は聞いておりますけれども、これまでのその取り組み状況はどのようになされてきて、また内容はある程度わかっているところがありましたら発表願いたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この合併調査委員会につきましては、午前中の行政報告の中でも申し上げました。そして、一般質問の中でもお答えしましたように、合併調査委員会で資料準備等をっております。

具体的な経過等につきましては、担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、ただいま町長が申し上げたとおりでございますけれども、また、先ほどの行政報告の中でも若干触れさせていただきました。今までの経過ということですので、経過について説明させていただきます。

まず、5月2日に南伊豆地区合併調査委員会の幹事会、これ第1回になりますけれども、これを下田の総合庁舎で開催いたしました。当然のことながら賀茂地域支援局、それから各市町の担当課長が出席して、今後のスケジュールについて協議いたしました。

それで、行政報告でもございましたように、今後は毎月1回のペースで、9月ごろを目安に新市の財政シミュレーション等々を作成しながら開催すると、こういうことでございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これから毎月やっていくということでございますけれども、その中で今度、国会で3月23日ごろですか、成立した新型交付税という形で算定がえがありました。いろいろあってふえたところもあるし、減るようなところもあるだろうと考えますけれども、算定がえの中で、交付税については経常経費だけの算定となって、投資的経費の算定はほとんどなくなったというふうに私は聞いているんですけれども、そのかわりに人口・面積割という形の算定になってというふうに聞いております。

それらを踏まえた新たな交付税で、先ほど課長が言われましたけれども、このシミュレーションを行っていくのか、いかないのか。そういう形になっていると思うんですけれども、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、お答えさせていただきます。

今、清水議員が新型交付税という形で申されましたけれども、それについて若干ちょっと触れさせていただきたいなと思います。

新型交付税とは地方交付税の改革の一つという形で、人口と面積を基準にして地方交付税の配分額を決めていこうという考え方の中で、竹中前総務大臣の私的懇談会の「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が提示して、平成18年5月10日、第11回の経済財政諮問会議で提出をされてございます。これにつきまして、従来の交付税ですが、算定資料はそれこそ電話帳ほ

どの厚さにもなるという、現在の複雑な算定方式という部分を思い切って簡素化をして、地方自治体が将来の交付税額を見通しやすくするねらいがあるということでございます。

ただ、現在の算定方式に比べて、過疎の地方あるいは離島にとって配分額は減って、非常に不利になるのではないかとこのことが言われてございます。地方交付税が歳入の重要な一部を占めている地方自治体ということで、非常に地方六団体でも反発されたということが見られました。

当町においても、新型交付税の導入によってどれだけの影響額が出るかというのを、平成18年度普通交付税の算出数字におきまして算出をいたしました。その結果、基準財政需要額におきまして800万円ほどの減額になるという試算が出てございます。これ、新年度になって19年度、この普通交付税の新型交付税の額はどれだけ影響になるかというのとはわかりませんが、目安として18年度の交付税額で大体800万ぐらいというふうに見込んでございます。今年度分にどれだけ影響が出てくるか不明なわけですが、今後も財政の健全化といったものを進めていく所存でございます。

あと、財政シミュレーションの関係は、企画調整課長の方からお答えいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 財政シミュレーションの関係ですけれども、先ほど来から申し上げましたとおり、今も総務課長が答弁した地方交付税制度そのものを踏まえながら、あらゆる財政シミュレーションというのは考えができませんかと思えます。したがって、投資的経費あるいは義務的経費ですか、それを各市町持ち出して、今まさに検討しているということで、中身についてはまだ発表できる段階ではないと、こういうようなことであります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） このシミュレーション、やっぱりしっかりした数字でなければ困るわけですから、こういう形でどうしても変わったところだから、ここもしっかり考えてやっていただきたいという意味で質問したわけでございますけれども、そういった形をしっかりと考えてこれから担当課としてやっていってほしいと思います。

続きまして、イノシシ対策でございます。

私も議会のたびにイノシシ対策の話をして2回に1回ぐらいするんですけども、やっぱりイノシシの被害が非常に大きいんだと。これまで、幾ら頭数が減ったといえども、やはりそれなりの被害が今でも出ている。私も昨年15頭ほど捕まえましたけれども、やっぱりそれで

もまだ出てくるという状況だったと。これらを私もやっぱり行政の方で一生懸命やっているんだと思う。それでも出てくるということは、やっぱり何か考えなきゃいけないと、そういう形を考えたときに、イノシシ対策に関して、役場の方では被害をどのように把握してきておられるのか。また、対策の効果はどのくらいあったのか、すみませんけれども、町としての見解をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

イノシシ、いわゆる有害鳥獣の件につきましては、この議会でも過去何回となく質問というの出されております。そんな中で、イノシシあるいは猿、それから最近では特にシカによる立木被害、こういったことが各地でも目立ってきております。このような状況の中で、この対策ですけれども、イノシシ用の箱わなを16年度から12基町が購入をしまして、そして狩猟の免許者に貸し出しをしております。結果として、イノシシの捕獲頭数は平成16年度が74頭、平成17年度が83頭、平成18年度では町内各地からの捕獲申請があり、3倍の241頭の捕獲がありました。猿につきましては19匹の捕獲をいたしました。なおまた、ヒヨドリについては、猟銃によって10羽捕獲したところであります。

そして、これからの方針ですけれども、有害鳥獣対策協議会をこの2月に開催をしました。そして、各方面から被害に対する意見交換をし、対策を協議したところであります。イノシシにつきましては、平成14年、15年にイノシシの被害が多発し、狩猟免許保持者もふえております。イノシシの数は減少していると思われましたが、昨年のように長雨等の影響により山中に食物がないと里におりてくるため、箱わな、くくりわな、猟銃により、今後とも有資格者による捕獲を行うと同時に、免許保持者をさらにふやすため、猟友会と協議して対策していきたいと考えております。

猿につきましては、18年度わなを1基購入し、有資格者や猟友会、地区住民の協力を得て捕獲を実施しています。また、補助については、従来からの南伊豆町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱によって、防護さくに対する補助を継続していきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 一生懸命やっただいたっているような感じでございますけれども、やっぱりそれでも効果的には薄いのかなというふうに思っております。ですから、また狩猟免許保持者がふえることによって、各地区あるいは各区で狩猟免許者が1人ではなくて、2人、3人とおられれば、その地区で箱わなが2つ、3つとか4つとか常時とれる形になって、その農作物がつくような形になる。そういう形は、いつも言いますけれども、お年寄りも元気で畑で仕事ができる。それで、畑で作物をつくるということは草刈りをするということで、休耕田にもならないわけです。よく有名な農業地域に行きますと、やっぱりそういう地区は有害鳥獣が出ない平野部の真ん中とか、あるいはどこがありますけれども、そういうところはやっぱり荒れ地がなく、休耕田もなくきれいになっております。

ですから、そういう荒れ地をなくすためにも、有害鳥獣がなくなれば観光地としてもきれいな町になる。また、高齢者も元気で家で畑仕事もできるという形になってまいりますので、私が考えます諸悪の根源は有害鳥獣ではないかと考えますので、これを徹底的にやっていくことこそ考えていかなければいけない。そのためにも、このイノシシ、今年の場合は241頭という話でございましたけれども、これを食肉として流通させる考えでもっととっていくとか、そういう形も考えてみたらどうかと。12月議会でも話しましたけれども、そういう形があれば、検討してみれば、イノシシも一生懸命捕まえて、それがひいては農地あるいは高齢者が農作物をつくることによって周辺地域もみなさんきれいになる。そういうことを考えたときに、農地対策として、あるいは有害鳥獣対策としてイノシシの処理場も検討してみる価値があるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） なお、この件につきましては、かつて私も議員のときに皆さんと一緒に広島県の方を視察した経緯もございますけれども、いわゆるイノシシの肉を食用としてということが今言われましたけれども、これも費用対効果であるとかいろいろ検討しなければなかなか難しい問題ではないかということも考えますので、一応意見として承っておきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） いろんな意見があるわけでございますから、そういう意見もあったと

ということで承知しておいていただきたいと、費用よりも効果の方が目に見えないものがあるのではないかなと私は考えます。

一応イノシシ対策は言ってもあれでしょうから、次にまいります。

旧薬用試験場跡地利用計画についてお伺いいたします。

この間の全協の中で、町民の集まる交流館として整備したいと申されましたが、もう一度その内容についてお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 旧厚生省の薬用試験場跡地の利用計画につきましては、先般の全員協議会でもご説明したとおりであります。平成18年12月8日にふるさとづくり推進委員会から答申を受けまして、これまで副町長、そして企画調整課を中心に関係職員によって検討を進めてまいりました。そこで、静岡県の観光施設整備事業補助金を活用して、平成20年度を建設事業年度に予定をしておるところであります。

詳細につきましては企画調整課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、町長の方からただいま説明がありました。また、さきの全員協議会で説明しましたとおり、旧厚生省薬用試験場跡地の利用につきましては、関係各課の職員によりまして、役場の関係課ですけれども、補助金制度の研究、それから最も大事な財源確保の問題、また管理運営主体の問題等、事業実施における各種の課題や問題点等について検討させていただきました。その結果、町長と協議いたしまして、静岡県の観光施設整備事業補助金を活用して、平成20年度を目標に、答申書でいただきました第1案のとおり、この第1案でございますが、とりあえず今の施設を取り壊してやるべきということでございますが、その方法が最良という結論に達しました。そのため現在、商工会、観光協会、漁協、南伊豆東海バス、湯の花等関係団体と協議を進めている真っ最中でございます。

今後の事業計画の進捗状況にもよりますが、補助金申請と並行して、今年度は既存施設の有効利用の観点から出入り口の一体化、利用されていない倉庫の解体等により、車両の移動を容易にし、駐車スペースを広く確保することも検討しております。現在はそのような形で計画を進めております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 県の観光施設整備事業でやっていきたいという形があったわけですが、この間の全協の中で設計コンペをするという形を聞いております。この内容を提示しなければコンペもできないわけですが、これから担当課の職員とともにいろいろ県内外の各地を視察して回って、どういうものかという形をやっていくという話を聞いておりますが、何カ所ぐらい回って確認していきたいのかな。結局、できない限りは、提示するまでの間は回ってこなければならぬわけですが、一応何カ所ぐらい回って、それである程度目星をつけようかなという形を考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 今、清水議員おっしゃるような形で、今後設計コンペを予定しております。その中でいろいろな問題ですが、そういうものを詰めていきたい。当然設計コンペの中で出てくるべき問題はそこで処理していく。ただ、今ご指摘のあった道の駅構想等々は将来はございますので、将来そういう施設を何カ所ぐらということでお答えさせていただきます。設計コンペをする前に、もう既に各自治体というか、隣の町とか河津町の方ですか、そういうところにも行ってきた経緯もございます。

具体的には、とりあえず来週 2 カ所ぐらいを予定して、産業観光、担当課の職員ととりあえず 1 回目を行ってきたいな、県内。今後、場合によっては県外も考えられますけれども、とりあえず県内 2 カ所ぐらいを来週に行ってきたいなと、このように考えています。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） ぜひ県の内外の施設を見て、よいところをピックアップしたものを考えてもらいたいと思います。

その中でよいものとして、結局あそこは源泉があるわけですから、温泉熱があるということで、熱源があるということは、それをうまく利用すればボイラーもヒーターもできる、あるいは暖房ができる、あるいは冷房もできるのではないかなという形が考えられると思います。そういうものを考えてもらって、この交流館では冷暖房が温泉でできているんだよという、それだけでも大分売りになるのかなと考えます。

それともう一つ、ちょっと違うんですけども、あそのヤシの木もある程度残せるものは残して、切るのではなくて、切らなくてはならないものは切らなければならぬですけれ

ども、残せるものは残して置いておけば、やっぱりラウンドマークとして使えるのではないかなと考えますが、それはどういうふうに考えておられますか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 当然温泉熱の関係等につきましては今後、コンペを通じてよりよく検討させてもらいたいと、このように思います。

それから、ヤシの関係でございますが、実は過日、要望書が提出されました。約170名近くあったと思いますけれども、その方々からなるべくなら切らないでほしいというようなことを伺っております。また、この中で、今の現在の状況等々をよく見て、その辺を含めて検討させていたければと、このように思います。

以上であります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この薬用試験場跡地、やっぱり私が議員になって一番最初の議会、2回目くらいですかね。買う、買わないで、2億何千万で買う、買わないという形になりまして、結局今までやって3年半、大ざっぱに言いますと、4年かかってやっと計画を送り出したという形でございます。ですから、これをしっかりやって、将来、町のために、つくってよかったなという施設をつくってもらいたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで1時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保 坂 好 明 君

議長（藤田喜代治君） 1 番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1 番 保坂好明君登壇〕

1 番（保坂好明君） それでは、私の一般質問を行わせていただきますけれども、大変申しわけございませんが、通告を変更しまして、質問件名の 1、要旨 4、まき網対策の現状をまず伺いまして、次に質問件名 1、要旨 1 から 3、それと関連がありますので、JR の戦略的観光開発地域事業についてを一括して質問をさせていただきます。

最初に、まき網漁船の問題については、過去 2 回ほどこの場において質問をさせていただいておりますが、現在までまき網対策の状況、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まき網漁船の操業ですけれども、これは静岡県の漁業調整規則により定められておりまして、操業区域は石廊崎から西海岸約 500 メートル程度の共同漁業権外でのアジ、サバ、イワシが対象となっておりますが、稚魚や漁獲対象となっていない魚種も一網打尽に漁獲するため、漁業者ともトラブルが続いておるところであります。

平成 8 年には郡の船主会による県へのまき網廃止の抗議デモ、平成 18 年の 6 月定例会には発議第 4 号により意見書を採択し、農林水産大臣等への提出を行いました。

また、このような状況下で、平成 19 年 8 月に指定漁業である大型・中型のまき網漁業、底びき網等の許可一斉更新に向けて、静岡県から各漁協に意見聴取があり、水産資源室に平成 18 年 8 月、意見書を提出したところであります。内容は、措置すべき事項として、伊豆西海岸 これは石廊崎の西南以西であります の操業禁止区域の設定、それから水中集魚灯の使用制限、モニタリングシステムの導入を要望したところであります。

現在のまき網の操業状況を見ますと、今年の 3 月 4 日には石廊崎沖での操業が四、五日確認されましたが、操業区域を侵しての行為は行われておりませんでした。5 月には操業が確認をされておられません。また、まき網組合と一本釣組合とによる石廊崎沖漁業協定会議が 3 月 30 日内浦漁協と 4 月 20 日下田漁協で行われ、操業内容につきましては昨年と同様な形となりましたが、今回につきましては禁止区域の設定（20 海里）や海区調整委員会の指示区域、まき網の操業日数の制限、また網を揚げる時間の設定などを主張しましたが、物別れに終わっております。

賀茂船主会では、許可更新を控えているので今回の協定会議を踏まえ、水産庁への要望をどうするか協議していますが、5月に入ってから水産庁からの平成19年の指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針が示され、その内容について検討し、今後の方針を決定することとしました。

そして、このようなことから、町としましてもまき網漁業対策懇談会、これは賀茂船主会、下田市議会及び担当課、南伊豆町議会及び担当課と協力、連携して、県等へ働きかけていく所存でありますので、今後とも町議会の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ただいま町長から詳細な経過の説明がありましたけれども、この問題については大分時間もたっていることではありますが、ある程度のポイントとなるところが鮮明になってまいったと思っております。

その1つ目に、まず操業について懸念されることとしまして、水中集魚灯についてでございます。ご存じのとおり、1カ統、これは漁船団のことですけれども、灯船1隻に1設備と。灯船というのは網船のことを示すと思います。それが1カ統2隻までと、これは法的に定められております。

次に、操業禁止エリアから集魚灯を水中投下して、それを引っ張っていく。魚を引っ張って行って、いわゆる操業エリア内で網をかけてしまうということ等の懸念があります。過去に当然それら禁止エリアでの操業は摘発されているわけですが、このような懸念を払拭するには当然地元関係者を中心に、まず海上保安部ですね、それから県の資源管理室、ここの巡視艇、指導船というんですか、「あまぎ」ってありますけれども、この連携による監視体制の強化を図るしかない。もうこれしかないというのが現状であります。かつて東京都の方の話でありましたけれども、違反操業に対しては徹底的に取り締まりを図り、摘発をしますとの力強いコメントを思い出しました。ですから、当然このことを本人たちは指して言っていたんだろうというふうに解します。

それから、2つ目の許可対象外魚種、いわゆる混獲への懸念であります。前にもこれはこの場で述べさせていただきましたが、水産資源管理を行う漁協が町から補助金をいただいて、漁業者がその補助金の中から稚魚等を購入しましてその放流を行っている。しかし、その目

と鼻の先で灯をたかれて魚を集められ、網で巻かれてしまう現状があるわけです。私は、これこそがですね、実際理不尽な物事が、こんな理不尽な物事があっていいということでは思わないわけでございます。

ですから、私はここが一番主張してきたところではありますが、そこで参考までに、石廊崎沖のスルメ漁の年間水揚げ推移でございます。平成15年が約109トンございました。それが平成16年127トン、平成17年が約64トン、昨年平成18年が約42トン、平成16年いわゆる127トンありました3分の1まで水揚げが減っているんですね、これが現状です。ただし、これはすべてまき網だとは私は言いません。潮の関係もありますので、すべてそこにはないわけですが、一つ大きな懸念材料があるということでもあります。

そこで今回、皆様のお手元に配付させていただきましたが、一番上にあります協定書の写し、これは先ほど町長もおっしゃられました。一番最新のものであります。内容は前年とほとんど変わりません。この協定書のいわゆる条文であります。線を引っ張ってあるからわかると思うんですが、まき網漁船の許可対象外魚種の漁獲防止、ここが一番大きな重要なポイントになるわけでございます。

そして、先月25日、水産庁資源管理部沿岸沖合課漁業調整官並びに指定漁業第一班許可第一係長にお会いしてお話を伺ってきた資料が次のページ、裏表の印刷になっていると思うんですが、ございます。そのときの内容を報告書としてまとめて、漁協並びに賀茂船主組合には提出してあります。

この資料の、中ほどちょっと下になるんですが、この、というのは協定書についてであります。これは水産庁の係のコメントであります。協定書があることを水産庁は認識しておらず、許可の関係上、県が協定書を水産庁に資料提供していなかったことについては遺憾としながら、早々、県より協定書を取り寄せ、これはもう目の前で取り寄せました。そこで、内容について少し希薄さを感じる。というのは、この協定書を見たとき、1枚ぺらでございますから、感じるとしながら、また、日付がですね、私が行ったのが5月25日でございます。それがもう6月1日としてなっていることにも首をかしげている。この辺はそれ以上突っ込みもしなかったんですが、現在の協定書は国民協定でありまして、これを法的協定への変換はできないか尋ねましたが、「現状ではできないよ」。また、法的効力を尋ねたところ、「全くこの協定書にはありません」ということの返答でございました。

そういうことから考えますと、協定書の先ほど言いました条文にありますまき網漁船の許可対象外魚種の漁獲防止の趣旨から述べて、大中型まき網は当然農林水産大臣の許可であり

まして、その対象魚種は、先ほど町長これもお説明ありましたが、アジ、サバ、イワシ、カツオ、マグロの5種目と限定されております。ですから、法的根拠からいくと、これ以上はとってはならないということが基本だということだと思います。すなわち、とったら違反であって、地域からすれば業者に対して「とるな」ということが言えるわけであります。

しかし、一方では、市場に水揚げされた魚種名が変更されたり、わざと雑魚ですね、傷物とか、そういったものに扱いをされたり、場外取引まで行っているということをお聞きいたします。恐らく、皆さんの中でもそういううわさはお聞きになった方もいらっしゃると思いますが、もし仮にこの魚種名の改ざんや雑魚扱いが意図的に、しかもまき網業者と市場とが組んでこれらが行われているとするならば、公正取引上、大変な大きな問題になるということとは水産庁の担当者も認めているところでございます。

ここで、町当局へ私は一つお願いがございます。それは、水産庁資源管理部、いわゆる私が行ったところですが、そこ並びに県の水産資源管理室に対しまして、水産統計上からも明確な魚種、数量を、関係者立ち会いのもと確認できる体制をつくっていただくことを要望として働きかけをお願いしたいと思うわけですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいま水中集魚灯の問題、それから許可対象外の魚種の問題、こういうようなお話がありました。これについては、なかなかいろいろ込み入った問題等もあるようですけれども、先ほど私が申し上げましたように、下田市の担当課であるとか、あるいは当町漁業協同組合、下田市漁業協同組合等々による話し合いをしながら、今言われるようなことで水産庁あるいは県の方へそういった働きかけなりができるのかどうか、前向きに検討していきたいと思っております。

いずれにしても今、保坂議員の言われるまき網漁の問題、これはもう以前からいろいろ言われてきておりますけれども、なかなか進展しないというのが現実でありまして、そこにはいろいろ難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、やはり漁業を営む皆さんのことを考えますと、前から申し上げておりますように、我々行政としてできることは積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、もう1点、今のポイントの中でですね。この協定書にもあります。協定書の第3項の、いわゆる許可対象外魚種の総量が100キロ未満の場合にあっては不問とするという、ここが非常にわかりづらい部分にしているわけですが、いわれる業者の方は過去に一度だけなんですね、過去を振り返って。それもたまたま何か漁業者が見つけたかなんかそんな状況で、100キロ超えたという申請というか、そういう実質的に金銭のやりとりもあったみたいですが、それがこの長い年月の中でたった1回だけだということでもあります。

ですから、少なくとも漁業者自身は、私もそうですけれども、石廊崎沖の海というのは日本でも有数の漁場であります。ですから、この5種以外の魚が1網100キロ未満というのはなかなか信じられない。ただし、これは憶測であって、その水揚げされる現場を当然私は今言っているわけではありません。それ以上のものがあるというふうなうわさは聞いております。ただ、それを自分たちで直視するという、これがまた県も、また水産庁も、先ほど言いました水産魚種、またその統計ですね、これからも明確な資料が当然ないと、水産行政上これはよろしくないとは私は判断いたします。

ですから、そういった角度から、水揚げする場所には職員の方、でなければまたそういった第三者的な方立ち会いのもと、その水揚げ状況の実態をつかんでいただくと。それで、それが100キロ未満ということであれば、ああなるほど皆さん一生懸命やってきたんだということは我々も当然納得するわけありますから、そういった部分を水産庁並びに県の資源管理室に要望として行政として上げていただきたい、こういうお願いであります。町長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、先ほど申し上げましたように、我々行政としてできることはよく内容を調査しながら検討し、働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1 番（保坂好明君） ぜひ積極的なお働きをお願いいたします。

それと、当然この問題、もう既に過去何十年、これは昭和40年代からですから、もう40年からたっているわけでございます。水産庁の一斉更新に対する指針も、これも皆様に手元に配付してありますが、大変厚い資料でありましたので、重要なところだけ抜粋して印刷してございます。

その一斉更新に対するポイントでございますが、やっぱりこれについてもアンダーラインが引いてございます。第3項、漁業秩序の適正化、下の（2）漁業法令違反に対する行政処分の運用基準の厳格化、次に、次のページになりますが、ちょっと私がメモをとってあります。大変失礼しますけれども、（3）の違反常習船に対する衛星船位測定送信機の搭載の義務化、（4）各種規制の遵守を確保するための措置、そして第4項ですね、沿岸沖合漁業者の協議の促進と。ここがいわゆる我々と密接にかかわる条文でございますけれども、特にこの指針を見ますと、はっきりしていなかったんです。

特に（3）、ちょちょこっとメモ書きしてありますが、操業区域違反を繰り返すという、この繰り返すというのは何回ぐらいしているのかと。また、その漁船に対して一定期間、これも具体的にないということから、それらを当然そのときにお伺いをいたしました。そしたら、これは当然指針でありますので、具体的内容は現在作成している最中だ。罰則についても厳しくなる一方ですので、内容は本年一斉更新、これ平成19年8月1日付になっておりましたが、公示はこの5日ということで伺ってまいりましたけれども、「そこにははっきりしますので、皆さんにお知らせしますよ」ということで帰ってまいりました。

さらに、当然これらの動きがありまして、この海区でもあと2年ぐらいだったと思うんですが、海区の見直しがあると思います。これはたしか10年に一度だったと思うんですが、これから当然これらの内容を含めて要望、それから陳情活動並びに漁業者等を含めて勉強会で監視体制の強化等を図っていくためですね。先ほどこれも町長おっしゃられていますから、懇談会という言い方でありましたけれども、漁協、賀茂船主組合、それから有識者、行政、議会で、やっぱりまき網対策委員会をいよいよ組織してこの物事に当たっていく時期だというふうに私は認識するわけでございますが、ぜひともそういった角度で、町長ぜひ主導権をとっていただいて、地域のために汗を流していただきたいと思うわけでございますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの件につきましても、先ほど申し上げましたように、関係機関・団体とよく協議しながら、行政としてできることを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 大変何十年とこの沖合で、これはもう南伊豆の資源と言っても過言ではないと私は思います。それが、5種目に対しては国から許可を得ているわけですから仕方ないにしても、そのほかの水揚げ、これがあつたとするならば、大変大きな財産だつたと思います。ですから、今後含めて、またこの海を守るためにも、ぜひ町長、この辺は積極的な指導をお願いをいたしたいと思います。

そこでまた水産資源、南伊豆町においても漁業者においても、当然これは宝でありますので、早くこの問題にピリオドを打つべく、その解決へのレールに乗せる働きかけをすることだということが肝要だと最後に申しておきます。

次の質問に入りますが、南伊豆町の産業活性から入ります。

南伊豆も、今まで大分行財政改革が進んでまいりました。その効果も実際見えるところが出てきております。ただし、私は当初から言っているように、削るだけではないと、削るのはある意味もう限界がある。やっぱり、ふやすことを、入ることをふやしていかなければならない、こういうことを常々述べておりますし、また、そういう考えで自分も来たつもりでございます。

そこで、この産業活性についてお尋ねいたしますが、現在、南伊豆町が進める町内産業活性化施策の内容を具体的に一度確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町の産業活性化策ということでございますけれども、当町における産業の景気の動向というのは、第一次・第二次産業を対象に考えてみても、定住人口での町内の需要拡大等による産業活性への期待は難しいかなというふうに思います。

そこで、観光立町としての位置づけから、やはり第三次産業である観光産業、これにより観光客の増大による需要拡大に依存せざるを得ない状況下ではないかと思っております。観光産業

が全体の産業の景気動向を左右するというふうなことではないかと思えます。このような本町の産業構造からかんがみ、観光産業の振興を推し進め、そして誘客を図ることで関連産業に需要が拡大し、連鎖的に町内の産業振興につながることから、観光客の増加に努める施策を展開することが重要かと考えます。

現在の具体的な観光産業振興施策としましては、ハード面では、石廊崎のジャングルパーク閉園により観光客の皆さんに大変ご不便をおかけしています灯台付近へのトイレの建設と、それから下賀茂の、先ほどもございました旧薬用試験場跡地への仮称でありますけれども観光交流館的なものの建設を平成20年度に計画をしておるところであります。

ソフト面では、現在7月と11月の年2回行ってあります石廊崎の参観灯台につきまして年間を通した開放、いわゆる通年開放に向けて調査検討を行っているところでもあります。また、観光協会等関連の団体等と連携を密にしながら、誘客整備事業を進めております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今、るる町長からのご説明がございましたが、その内容についてなんですけれども、次の質問にも入りますが、税収への見通しですね。例えばハード面、観光交流館等、当然そのすべてとは申しませんが、そういう税収へのはね返し、その部分での見通しはつけているのか、もしくは産業活性の波及効果ですね、そういったことも当然考えられているとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの税収への見通しということでありまして、これにつきましては具体的な数値をもってお示しすることは困難であろうかと思えます。観光産業施策によりまして観光客の増加に伴い、観光産業を初めとする町内関連産業の活性は、法人町民税、それから個人の町民税、それから固定資産税、それから入湯税等の町税アップにより町財政への歳入拡大につながるものであります。

それから、観光のあり方、方向性等であります。これは、県の観光交流動向調査によりますと、県内を訪れた観光客1億4,000万人のうち、本町に既存する観光施設や類似事業に係る入込率は20%という結果が示されております。そこで、今後は観光協会等関係機関との連携のもとで、本町の観光資源である海、山、花、温泉等、自然環境の保全に努めながら、観

光施設・イベントの充実や観光資源の掘り起こしによる新たな企画の開発及び交通アクセスの改善を図りながら、県内類似施設を訪れている観光客の誘致へ取り組むとともに、富士山静岡空港開港を見据えた国内外の観光客の誘致に取り組む必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 薬用試験場跡地計画ですね、これ先ほどの議員の質問にもありましたが、この推進計画のおくれというのは、当然その土地購入ありきで進んだ経緯もありますので仕方ない部分と思うところがありますが、当然民間ではそれは済まされないわけで、その投資というのは当然売り上げ率を向上させるためのものと考えるのがセオリーであろうというふうに思うわけでございます。

仮に今、町長が先ほど税込ということを言っていました。私の質問に答えていただいたわけですが、仮に平成17年度普通会計決算における税込を100としまして、これらの事業を実施するに当たって、漠然とした産業活性を目指すのではなく、町内総生産といたらいいんでしょか。国内総生産、GNPとかいいですけども、それを仮に10%アップ、税率を仮に10%アップするという目標を設定するならば、当然それに対する具体的な施策が考えられる。

ですから、ある程度の数値目標というのは私は必要ではないのかなというふうにここで提案を申し上げますけれども、その辺については町長なり担当課長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 税込の数値目標については、これは高ければ高いほどよいわけですが、もちろん我々は税込の増収を目指しているいろいろな事業等を進めております。そんな中での先ほど申し上げたようなことでありますので、具体的には担当課長から説明させていただきます。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） まず、南伊豆町の産業就業別人口を見てみますと、一次産業であります農林漁業が14%、二次産業が16%、卸、小売、サービス業などの三次産業が70%という状況になっております。先ほども申しましたけれども、統計にあらわれております観

光に携わっておられる方が大勢を占めております。また、基本的に税収をふやすということは、観光立町としてお客様に訪れていただく。また、産業基盤の底上げということが重要なことではないかと考えます。

具体的に申しますと、先ほど南伊豆町の産業を足腰の強いものにとということではありますが、やはりそれには今の夏型の観光地からの転換すると同時に、漁業者や農業者などの各種産業に携わっておられる従業者の生産高を上げて、税収アップにつなげなければならないということを考えております。

向上の手だてといたしましては、各産業の基盤整備はもちろんですけれども、漁業関係につきましては稚貝、稚魚、マダイなどの放流事業などの補助をしております。農業関係ですと、町内の花卉類としてマーガレットですとかストレチア、アガパンサスなどを出荷しております。

現在、旧南伊豆農場（現伊豆農業研究センター）では、この南伊豆地域に自生する植物を利用した商品開発を進めております。マーガレット、ヤマツツジ、アジサイを初めユリ類、ササユリですとかヤマユリを自然交配したと言われるイズユリも調査しております。そのほかにも、現在はフキ、アシタバ、ヤマユリにつきましても調査予定だと伺っております。

このように、花卉ですとか花木などを通した研究を進めております。これによりまして、ほかにはない特徴のあるものを育てて、消費拡大に結びつけると同時に観光面での利用にもつなげて、税収アップを図るというものです。

また、農業技術面ですとか農業経営面の指導につきましてもノウハウを蓄積でき、産業の振興に期待できるものであります。これらをもとに埋もれている観光資源の掘り起こしですとか、新たな南伊豆ブランドの開発、人材の育成など、あらゆる角度から検証しながら、足腰の強い産業構造にしていかなければならないと考えております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ご丁寧なご説明ありがとうございます。

今、課長がおっしゃいましたように、これは農業に限らず、この南伊豆町の特化したもの、いわゆるブランドをつくるということが私は非常に大事なことだと思います。

そこで、これは一つのヒントになるかなと思ひまして、ご配付させていただきました。東京都八丈町との比較表でございます。

なぜこれを比較したのという理由でございますが、ちょっとした軽い気持ちでございます。

半島先端並びに離島、この差ということは当然ありますけれども、人口規模、それから1年を通じて温暖な気候、それからともに観光が盛んだということから私は見てみましたけれども、当然その内容を見たら、逆にこれは驚いてしまったというところがございます。

その比較表でございますけれども、上から人口、それから財政、税金、産業生産、いろいろ書いてございますけれども、財政でいうと、特に目立ったのが基金残高、当町においては平成17年度の会計決算でございますけれども13億、それが東京都八丈町は40億あるわけでございます。それから、税金では、当町の方、個人町民税とそれから八丈町の個人町民税、八丈町の方が高いわけでございます。それから法人、これも八丈町の方が高くてですね。

それで、一番最後になりますけれども、産業生産の中では農林業生産額というのが実際22億2,600万です。我が南伊豆町、これも平成17年度ですね、7億6,000万と。漁業生産においては、3億1,000万のところ八丈町においては11億でございます。その中の特に農林業、これの内訳を見ますと、ちょっと本町の詳しい点はわからなかったわけなんですけど、八丈町においての特に突出しているのが花卉園芸品でございます。これが19億1,100万あるわけですね。本町においては1億6,000万円ですよ。これちょっと古い資料ですが、平成16年。こういったところがございます。

それとあと歳入総額、南伊豆町、これは平成17年度決算でございますが、45億でございます。八丈町は68億でございます。そういったちょっと違いこそあれ、私の見る視点においての共通した部分がございますので、比較をさせていただきました。そしたら、先ほど言いましたけれども、ふたをあけたらびっくりしたということでもあります。

その八丈町を外からうかがうに、観光産業以外でも当然次に出てくるのが私は漁業だというふうなたかをくくっていた。ところが、農林業生産額の2分の1しかなく、この島で農業が何でこんなにということを痛感をさせられました。その農林生産額をですね、表には出ていないんですが、その85.8%を占めるのは先ほど言いました花卉園芸品でありまして、内容が球根、これが3,800万、鑑賞用植物が4億7,200万、切り花が14億あるわけでございます。

だから、すごいなという数字からですね、知り合いを通じて、この南伊豆町は昔どうだったのかなということを過去に尋ねたこともございますけれども、当然この町においても花卉生産が非常に盛んだったよと、昔はですね。そういう話も伺っております。当然、南伊豆町も八丈町も都市型の観光地とは言えませんので、自然環境なくしての観光は当然あり得ないということからすると、やっぱりこの環境ですね。南伊豆の環境、八丈島の環境、これイコール生産、それイコール観光ということが私は言えるのではないかとということでもあります。

先ほど町長のご説明の中には、産業構造的な分類で述べていたというふうに私は理解する  
んでありますが、私はそういう産業構造的じゃなくて、観光という幅広い何というんですか、  
ものからとらえると、やっぱりこの町においての観光のあり方というのは環境イコール生産  
であり、生産イコール観光ではないかということをお述べさせていただきます。

それで、時代は、まず環境保全・保護の推進であります。ですから、本町においてもこの  
辺の取り組み、つい先ごろ中木でも行政報告の中にもありましたクリーン作戦等も展開され  
ているわけでございます。そして経済も、環境優先としている社会情勢だからこそ、この南  
伊豆町の観光のあり方、またその方向性に対して、これらの物事は一つのヒントが隠されて  
いるのではないかなという気がするわけでございます。

ですから、先ほど課長の方から足腰の強い観光とあります。これも、私は当然観光という  
言い方をさせてもらおうと、非常に景気に左右される。今まで、現在もなかなか低迷して、や  
っと少し上向きになってきたかなってという感じで、まだまだその実感はございません。です  
から、経済情勢に大きく左右されるのが観光産業だと思います。

しかし、足腰の強い観光というものをつくるに当たっては、私は当然それはできるのでは  
ないかと思えます。ですから、足腰の強い観光の育成が、私は鈴木町政が進める観光立町確  
立の要素であり、農業振興と農産物の先ほど言いました特化性、ブランドですね。これをつ  
くることが私は必要ではないかというふうを感じるわけでございます。

そこで、資料の新聞記事のコピーがございます。これについては、町長もさきの観光協会  
の総会の席上、電通がまとめた「魅力的な国内旅行先アンケート」の内容については述べら  
れました。私も伺っております。その中身は、旅行に期待する必要なものということであ  
りますが、豊かな自然、温泉、ご当地グルメですよ。こういうことから、魅力的な旅行先  
として伊豆は4位に健闘したということでございます。

もっと中身を見ますと、伊豆のイメージは花と緑が豊かであるということでもありますので、  
観光立町南伊豆としての観光のあり方並びに方向性をもう一度この町内の皆さん、また町外  
の皆さんもいいでしょう、そういった方々ともう一度検証する、考え直す時期ではないのか  
なというふうを考えるわけでございますけれども、これについても町長と担当課長のご意見  
を伺いたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの保坂議員の言われた、いわゆるさきの電通のアンケート

結果については、私は保坂議員が言われたように、観光協会の総会の席上、あいさつの中で申し上げました。そのときも申し上げましたけれども、いわゆる今出てきました3点については、町としてはほかのどこの観光地と比較しても劣らない、負けない資源、材料がそろっていると、自信を持って今後も宣伝事業を同時に取り組んでいきたいというお話をしました。ですから、そういったことで、今後も私としては、今言われたようなことで材料はそろっておるわけですから、観光協会、団体等と一緒にやって取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、担当課長からご説明させます。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 先ほど町長も申し上げましたけれども、南伊豆町にはいろいろな条件が整っております。それから、先ほどのアンケートでも、そういう県外の方たちが南伊豆町は素晴らしいということをお認めしてくれておるわけです。それ以外にまた重要なことというのは、南伊豆町にお客様が訪れていただくというのには幾つかの条件があると思います。

まず第1番目に、南伊豆町だけでほかにはない魅力のある素材が整っているかということが第1点です。第2番目に、お客様が満足する受け入れ態勢が十分であるか。また、居心地のよいやさしい空間が整っているかということも重要ではないかと思えます。3番目に、今度はソフト面として、おもてなしの心が整っているかということも重要ではなからうかと思えます。第4番目に、産業の発展は道路からと申しますけれども、道路整備がされているか。また、交通アクセスができていくということも重要です。それから第5番目に、それらのいい面がありましても、果たして情報発信ができていくのだろうかということも重要であるかと思えます。

それから、最近の観光客の傾向を見ますと、景色だけ見る観光から触れ合い型、また体験型、それからイベント型、またグルメ型など多種多様となっておりますので、これらのお客様を満足させていく必要があるかと考えます。それには、町内の農漁協、また観光協会、商工会、また産業団体、関係組織ですとか、農林漁業などの産業の最前線で働いておられる方、また花卉の研究をしております伊豆農業研究センター、東大の樹芸研究所などの機関、またそれぞれと情報交換をして進めていかなければならないと考えております。

そして、先ほどの町長、議員が申し上げましたアンケートにありましたように、最大のマーケットであります京浜方面を初めとする県内外の観光客が南伊豆町をどのように考えてい

るかということを知るのも重要ではないかと思えます。それらをもとに、埋もれている観光資源の掘り起こし、また新たな南伊豆ブランドの開発、町内の拠点を点と点で結んでの新メニューの開発、お客様のニーズに合わせたメニュー開発、人材の育成などなどを必要だと考えております。これらあらゆる角度から検証しながら進めて、足腰の強い産業構造にというふうを考える次第であります。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長並びに担当課長の答弁にありました、この町にはよい材料がたくさんある。私も思うことはそのとおりであります。ですから、それに磨きをかけるということだと思っんですね。

ですから、そういった意味で磨きをかけるということから、次の質問に入らせていただきますけれども、ＪＲ戦略的観光開発地域事業についてでございます。

その第1番目としまして、事業内容とその事業に対する町の考え方というのを伺いできますでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ＪＲ戦略的観光開発地域事業についてであります。この事業は東日本旅客鉄道株式会社、いわゆるＪＲ東日本が鉄道利用客の増加を図るために、これまでＪＲ単独で行ってきた誘客宣伝について、地域関係機関等と一体となって事業展開を計画するものであります。花やイベント、環境、温泉等の観光資源豊かな全国16市町を対象に、ＪＲ、行政、観光協会、地域交通機関等で組織するプロジェクトチームによる既存商品のグレードアップや新商品の開発に取り組み、ＪＲ商品としての販売事業展開を本年度から3年間かけて行い、対象市町への送客アップにつなげていくというものであります。

また、事業期間は3年間となっておりますが、期間終了後においても対象市町についてはＪＲが継続してバックアップしてくれます。対象市選定については、町観光協会が主体となり、ＪＲとの打ち合わせや入り込みレポートの提出を重ねた結果、16市町の一つに本町が選定をされたのであります。

この事業の予算使途、それから規模及び費用負担についてであります。対象地域との連携の中で、ＪＲの企画商品売り出しのための広告宣伝費として使途し、予算額は1市町当たり年間500万円ですから、3年間で1,500万円であります。費用はすべてＪＲ負担となります。

今後の事業推進計画につきましては、本年度ＪＲを主体としたプロジェクトチームを立ち上げ、観光資源の掘り起こしや活用を含めた検討会等を開催し、２年目ないし３年目からは商品として売り出すというものであります。

本町としましては、低迷する観光産業の振興を図る上でも、ＪＲの計画する本事業に積極的に参画して、官民が一体となった誘客宣伝に取り組むことで観光客の増大に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔１番 保坂好明君登壇〕

１番（保坂好明君） まずもって、町長のご説明のとおり、この事業はただ天から降ってきたということではなくて、そこに関係する方々のご苦労があったということを述べております。当然ＪＲ東日本も民間でありますので、ここに投資するということはそれ以上の収益を期待してのことだと思えます。

先ほどこれもお説明のありました全国で16カ所、静岡県では本町だけだということであり、ここが何を意味しているかということでもあります。先ほど言いました、本町にはよい材料がたくさんあるということの魅力が我々だけでなく、外の大手、特にもうＪＲ東日本は旅行代理店としても大手ですから、この方々が認めていただいたということだと思えます。それは、南伊豆町がそれだけ魅力にあふれていて、これが証明されたというふうに私は思うわけですが、いわゆる今後そのプロジェクトを立ち上げるということなんですが、具体的に時期等を含めてありましたら、担当課長からもしご説明あれば述べていただければと思えます。

議長（藤田喜代治君） 質問者、通告時間が過ぎましたけれども、１時間以内であれば結構ですので、許可いたします。

１番（保坂好明君） お願いします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 議員おっしゃられますＪＲ東日本戦略的観光開発地域事業に南伊豆町がまず最初選ばれた理由ということでもありますけれども、みなみの桜と菜の花まつりを成功させた実績があるということが第１点です。それから、まだ未開発の観光資源があり、掘り起こすことに効果が出ると考えられること。また、３番目に、先ほども申しておりますけれども、自然、温泉、海や食材等魅力的な観光資源が多くあること。また、海、山の

自然環境や石廊崎等の景観がすぐれていること。また、5番目に、積極的に取り組む姿勢があることなどが挙げられております。

また、この事業は、まだ検討会など具体的に進行しておりませんが、鉄道会社のJRが地域の開発に力を入れております事業でありまして、今までに仙台や全国で誘客を増大させた実績があります。このような事業に選ばれたということは千載一遇のチャンスであり、低迷している観光の起爆剤となるため、自覚と見識を持ちまして知恵を出していかなければならないと考えております。

そのためには、まず町内のことを積極的に勉強して、新たな観光資源の掘り起こしや活用に努めて、意識の統一、また意見を闘わせながら魅力ある観光地づくりを目指していかなければならないと考えております。そして、当町独自のブランド化を図り、それを全国に発信しながら成果につなげていきたいと考えております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 本当にいい事業がですね、これは南伊豆が採択されたというふうに私は思うわけでございます。この機会にこそ、くどいようですが、観光のあり方とその方向性、地域の資源や魅力の再認識をするよいチャンスだというふうにとらえるわけでございます。

これについては再度、一つこれも要望がございしますが、そういった町内の観光資源を、先ほど課長ちょっと言われましたが、今までたくさんある中でのよい点、それを線にして面に変えてほしいよと。その面に変えるというのはどういうことかといいますと、例えば景観法ですね、それに基づくまたサイン計画、こういったものを落とし込めた観光ランドデザインでございします。すなわち、だれが見てもわかりやすい観光指針、またその作成を念頭において、JR東日本さんの事業、3年以降も引き続きさらなる一層の支援をいただき、これが続いていくように私は願うところでありますが、町長、最後にこの辺のご決意等をもう一度述べていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、議員の言われたように、またとないチャンスであります。ですから、この機会を生かして、今言われるような資源掘り起こしを含めて、今後、今ある資源もそうですし、鋭意この事業に取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔 1 番 保坂好明君登壇 〕

1 番（保坂好明君） 町長、当然私たちもですね、特に地元の我々が体、また頭を使い、汗を流す姿勢が私は一番重要であると思います。ぜひともそういったことで、この事業を我が町のものにして、また全国に南伊豆町を情報発信するということをお願いをしたいと思いません。

最後になりますけれども、これは答弁は要りません。私もこの 4 年間、この質問も一般質問等ほかもさせていただきまして、これが最後になります。ですから、私の思いを最後に一言述べさせていただいて、終わります。

これは観光に当然関連がありますので言わせてもらうんですが、先ほど午前中並びに前議員の質問にもありました、岩崎産業との訴訟ということは除外しまして、町長が提唱する観光立町、これは石廊崎地域、ここの再生なくしては私はあり得ないと思います。

そこでまた、それは伊豆半島全体の観光活性につながると確信しますので、町長にはこの石廊崎地域の再生問題に全力で取り組んでほしいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君の質問を終わります。

#### 散会宣告

議長（藤田喜代治君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 4 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

## 平成19年6月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成19年6月7日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 1号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成18年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 5 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成18年度南伊豆町介護保険特別会計)
- 日程第 6 議第51号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第 7 議第52号 南伊豆町農業委員会委員のうち選挙による委員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第53号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第54号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第55号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第56号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第57号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 発議第5号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書
- 日程第14 発議第6号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書
- 日程第15 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第16 予算決算常任委員の選任について
- 日程第17 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	保 坂 好 明 君	2 番	清 水 清 一 君
4 番	谷 川 次 重 君	6 番	梅 本 和 熙 君
7 番	藤 田 喜代治 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	石 井 福 光 君	12 番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	副 町 長	小 針 弘 君
総 務 課 長	鈴木 博 志 君	企画調整課長	外 岡 茂 徳 君
建 設 課 長	奥 村 豊 君	産業観光課長	山 田 昌 平 君
町 民 課 長	大 野 寛 君	健康福祉課長	藤 原 富 雄 君
教育委員会 教育事務局長	山 本 信 三 君	上下水道課長	小 坂 孝 味 君
会計管理者	大 年 清 一 君	総 務 係 長	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより6月定例会本会議第2日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

#### 報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 報第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本会議2日目よろしく願います。

それでは、報第1号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成19年3月23日に参議院本会議で可決成立し、3月30日に法律第4号として公布をされました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、3月30日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、町民課長から説明をさせます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） ただいま上程されました報第1号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例に関する専決処分についての説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第79号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年総務省令第43号）が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例につきましても改正する必要が生じたので、平成19年3月30日付で専決処分させていただいたものであります。

今回の税制改正の背景といたしまして、三位一体の改革における所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲は、平成18年度税制改正により実現し、既に平成19年度から実施されたところであります。また、地方税については、国、地方の財政状況を踏まえ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図ることとなりました。この中で平成19年度地方税制改正については、上場株等の配当及び譲渡所得に対する税率の特別措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減税措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化、信託法の制定に伴う規定の整理等に伴うこととされています。

これらを踏まえまして、今回の条例の改正内容は、お手元の本文、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例であります。

これらの内容の資料といたしまして、横書きの新旧対照条文もお配りしてございます。これにより改正の具体的全容がご理解いただけたと思いますので、これにより説明させていただきます。

この新旧対照条文は、左半分が現行条文で、右側が改正条文となっております。アンダーラインを引いてございますが、その部分が改正された箇所となっております。また、備考欄には改正の要旨を記載してございます。

第23条第1項中「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を追加し、同項第4号中「の定」、「め」を追加する。

「（5） 法人課税信託法（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定す

る法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に住所又は事業所を有するもの」を追加する。

第2項中「本節」を「この節」に改め、「行なわれる」の「な」を削除いたします。

第3項中「の定」、「め」を追加し、「行なう」の「な」を削除し、「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を追加し、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削除する。

第31条第2項の表第1号中「(昭和40年法律第34号)」を削除する。

第95条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

第131条第5項中「令第36条の2の4」を「令第36条2の3」に改める。

附則10条の2第4項中の第2号ですけれども、「第12条第23項」を「第12条第22項」に改める。

第5項中「第12条第25項」を「第12条第24項」に改める。

ここで6項が追加されましたけれども、これはバリアフリー改修に伴う高齢者等の居住住宅の減額の手続の方法でございまして、1号から7号に掲げる事項を記載した申告書を提出していただければ、固定資産税が3分の1に減額されるということであります。

以上が6項が追加された内容でございます。

続きまして、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の条文が追加されましたが、当町におきましては鉄軌道が今のところありませんので割愛させていただきます。

第16条の2第1項を削除し、第2項中の「平成18年7月1日以降に売渡し等が行われた」、また「及び前項」の2カ所を削除しまして、第2項を第1項に改正するというところでございます。

第17条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

第19条の2第1項中「証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

第19条の3第1項中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

第20条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

第20条の4第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

ここで、保険料に係る個人の町民税の課税の特例ということで、第20条の5、1項と2項が追加されました。これは、外国人で日本で申告する際に社会保険料を、外国に納めていて

も日本で申告する場合には、その保険料を社会保険料として控除するということでございます。

以上が今回の改正でございます。

それから、改正の施行日等につきましては、本文の3ページから附則をごらんください。朗読をもって説明させていただきます。

附則。

( 施行期日 )

第1条 この条例は平成19年度4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1、附則第17条の2第3項の改正規定、平成20年4月1日。
- 2、第23条及び第31条第2項の改正規定、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日。
- 3、附則第19条の2第1項の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日。

( 町民税に関する経過措置 )

第2条 改正後の南伊豆町税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第20条の5第1項規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

( 固定資産税に関する経過措置 )

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔 発言する人なし 〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今、説明された詳細については言及しませんが、地方税法の一部を改正する法律に伴っての条例改正ですが、これが定率減税の廃止、そして税源移譲という名のもとで国民に多大な負担をかけるということで、今大きな問題になって国民の不安をあおっています。

折しも年金の記録が消えるという中で国民の不安が広がっているわけですが、国が地方への税配分を含めた根本的なあり方、これをしなければいけないということを強く主張するところであります。

よって、反対の意見とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、報第1号は承認することに決定しました。

報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第2号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成19年3月23日に参議院本会議で可決成立し、3月30日に法律第4号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南

伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、3月30日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、町民課長から説明をさせます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） ただいま上程されました報第2号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分についてのご説明を申し上げます。

本文のA4の用紙1枚が今回の改正する条文でございます。朗読をもって説明させていただきます。

南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

南伊豆町国民健康保険税条例（昭和48年南伊豆町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第13条中「53万円」を「56万円」に改める。

（施行期日）

1 この条例は平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の南伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が今回の改正内容でございます。具体的な改正内容は新旧対照条文のとおりですので、ご参考にござらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この56万円の限度額に係る世帯の所得額、どのぐらいの額が最低なのか。それと戸数、どのぐらいなんですか。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 正しいデータをご報告したいと思いますので、後ほどまたご報告

させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） ここに、53万円に、今の現行どおりになったときに、当時は750万くらいの所得だったんですね。都市部の中核の地方都市程度だと、この限度額に係る総所得は1,000万を超えているという状態であって、こうした点に関する国保の、いろいろな条件はあるんだけど、3万円を上げるというけれども、いわゆる税負担の重さという点についてはどのように考えていますか。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 医療費の方が大分伸びてきているということも聞いております。そちらの方を賄うためにも3万円の増額はやむを得ないというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 国保は、医療費とももちろん連動であるわけですがけれども、これは担当だけではなくて町長も、医療費の伸びとそれに対する対策について、どのように考えられておられるか、あるいはどのように考えたらよいのか、その点の考えを伺いたしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この医療費の抑制につきましては、昨日の一般質問でもございましたけれども、いわゆる健診であるとか、あるいは予防接種等々を行いながら、それぞれの年代層に応じて、いわゆるふだんからの健康づくりを進めるということではないかと思えます。

その他細部につきましては、また今後検討しながら、我が町は高齢化が進む中で、医療費についてはやはり増加傾向にあるということですので、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） このたびの地方税法の一部を改正する法律、これと例えばこの保険税そのものを上げなければならない因果関係というのをちょっと私は理解できないんですよ。と申しますのは、10年ぐらい前でしょうか、53万円にするときのいきさつは実はよく理解しておりますものですから、単純に、課長の言われた、例えば給付費の増大に対応するために最高限度額を3万円上げざるを得なかったという説明は、どうも納得いかないんです。

結局、計算の根拠は、ここにも書いてありますとおり、例えば所得割、資産割、それから

均等割、国の負担、それから県の負担等、そういうものを加味した場合、純然たる町の一般財源の歳出区分がどのような、例えば財政のしわ寄せでこうせざるを得ない。したがって3万円を上げることによって給付に対するものがどれだけ緩和するとか、そういったことをちょっと説明していただきたいと私は思っています。

これだけだと、単にああそうか、そうか、それよかんべなんて言って、議会でうかつに手を挙げるわけにいかないわけですよ。いいですか。これは3万円上げなくても別にどうということないでしょう。財源コストからいうと、連合会とか基金の拠出金の関係、国県の負担とかそういうことを考えた場合には全く問題ないわけです。給付に対応するためにはこうせざるを得ないという理由では納得できない。その辺がもうちょっと答弁、今できますか。今できたらちょっとお願いしたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 先ほど私も医療費のことは、今回のこの国民保険税の一部改正でございますけれども、この53万円から56万円ということになっておりますけれども、地方税法、私も勉強不足であれなんですけれども、地方税法の改正に伴って上がってきたということを、私はそういうふうに認識しておりました。

それで、その地方税法を準用して賦課徴収条例を運用していますので、その辺のことで今回、国の方が上がったということで、56万円という条例改正を行うわけですが、今、漆田議員の言われることにつきましては、大変申しわけありませんけれども、正しいご報告をさせていただきたいと思っておりますので、後ほどお願いします。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） この後挙手採決するわけでしょう。そうすると採決に対して保留の立場をとらざるを得ないですね。結局、賦課条例が上がったからということではないと思うんです。先ほどの案は、適用の手續に関するものは当然どんどん上がってきますよね。ほとんど町民税を賦課するとか、実際の直接税に係るものでありますからね。保険税についての仕組みというのはそうではないんですか課長、どうでしょうね。

ずっと税務畑だから、その辺はよく理解していると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 税務畑は長かったんですけれども、国保税につきましては、今日初めて来ましたので、その辺もこれからは勉強したいなと思っておりますけれども、そうい

うことで。

〔「議長、保留というわけにいかないから……」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） 漆田議員の、大変申しわけありませんでした。今回の3万円ですけれども、所得の多い人からいただくということで、低い人は優遇されているということでございます。

それから、横嶋議員の方ですけれども、本算定がまだ来ておりませんので、件数等はちょっとまだ把握できませんので、よろしくお願いします。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは医療費が伸びているからということでの理由ですけれども、今回、一般質問でも医療費低減の一つの策を出しました。私も国保運協には出ていましたけれども、やっぱり医療費の増大と、その対応をどうするかという点での、その点での認識は十分でなかったんですけれども、やっぱりこれを、真剣に考えていけば、どういう方策なのかということを実際に考える中で、きのうの肺炎球菌ワクチンはその一つのことではないかということに行き着いたわけですよ。

その一環から所得の高い者に賦課をするということは、一見妥当のように見えるんだけど、先ほど言われましたように、南伊豆町の中の国保の、南伊豆町の中の所得の高い人にかけるということで、日本国内全体から見れば、その重税感というのはもっと低いところに、これはかけられています。全国はもっとこれよりも高い限度額で、もっと所得がうんと高いところに行っていると。そういう点をやっぱり住民の立場に立って、医療費の軽減策も含めた対応を真剣に考えていく必要があると思うんです。

そういう点では上げる方を優先するというではない、予防を考えていくべきだという点で反対をしたいと思います。

直接関係ありませんが、これは行革の問題のあり方とも関連して、住民にその負担をする前にもっとやるべきことを考えていく、そういう立場がないと、これはやっぱり一体何なのかということにもなりかねないので、そういう点も改めて意見として出して、反対の討論とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、報第2号は承認することに決定しました。

報第3号の上程、説明

議長（藤田喜代治君） 報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度対応システム改修委託料及び国民健康保険税システム改修委託料に係る国庫補助金、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金が、国の平成19年度当初予算から平成18年度補正予算に前倒しされたため、平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）に計上いたしました。国からシステムの仕様等の細部が示されなかったことから年度内での発注、完成が見込めないため、予算額の1,207万5,000円全額を繰り越したものであります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

以上で、報第3号 繰越明許費繰越計算書についてを終了します。

#### 報第4号の上程、説明

議長（藤田喜代治君） 報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

本案は、医療制度改正に伴う介護保険システム改修委託料に係る国庫補助金、介護保険事業補助金を国より平成18年度追加内示されたため、平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）に計上いたしました。国からシステムの仕様等の細部が示されなかったことから年度内完成が見込めないため、予算額の262万5,000円全額を繰り越したものであります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

以上で、報第4号 繰越明許費繰越計算書についてを終了します。

#### 議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第51号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に窓口税務課長が選任されておりましたが、4月1日付の機構改革及び人事異動により、町民課長に就任した大野寛君を新たに選任するため提案した次第であります。なお、任期は町民課長在任期間中であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は同意することに決定しました。

議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第52号 南伊豆町農業委員会委員のうち選挙による委員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

農業委員の選挙による委員の定数は、昭和31年7月に条例で14名とされて以降、改正をされておられません。平成16年、農業委員会等に関する法律が改正され、全国約3割の農業委員会において選挙委員定数が見直されていること等から、農業委員会に対しましては、業務量に見合った組織のスリム化を行えるよう、選挙委員の法定数を廃止するとともに、市町が地域の実情に基づいて必要数を判断し、これを条例で定めることができることが適当とされました。また、町の行政改革推進実施計画集中改革プランにおきましても、定数の見直しが検討をされておりました。

このような流れの中で委員の任期、平成19年4月30日を迎えるに当たり、現行定数14人から2人削減し12人にするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号 南伊豆町農業委員会委員のうち選挙による委員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決されました。

議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第53号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第53号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

本案は平成19年度南伊豆町一般会計補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に6,415万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,115万円とするものであります。

補正の主なものは、人事異動に伴う人件費や機構改革に伴う事務の所管がえによる経費の移動と静岡県からの派遣職員の負担金を計上いたしました。

また、清掃センターにおけるごみ処理中央制御装置及びデータ処理装置の更新工事費6,000万円と、県道下田南伊豆線一条地内の未施工部分の県道路改良事業負担金350万円と、町道成持吉祥線の河川協議に伴う道路修正設計委託料120万円をそれぞれ追加し、合わせて6,415万円を増額補正するものであります。

この財源としての歳入ですが、分担金及び負担金20万円、財産収入23万4,000円、繰入金384万2,000円をそれぞれ増額し、諸収入93万3,000円を減額し、一般財源として繰越金6,080万7,000円を追加したいものであります。

内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し

上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第53号の内容説明をさせていただきます。

初めに、15ページをお開きください。

1款1項議会費でございます。議会事務です。65万7,000円を追加し、5,665万5,000円とするものでございます。これは職員手当65万7,000円でございます。本年4月1日付で機構改革及び人事異動を行いまして、職員の約半数が異動したことによりまして、この人件費の更正であります。以降の人件費の説明につきましては省略をさせていただきたいと思ます。人件費の2節、3節、4節関係でございます。

次のページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事務です。3,356万8,000円を追加し、3億777万円でございます。ここで13節と14節でございます。町例規集のデータベースでございますけれども、新システムを導入いたしました。システムの賃借料という形にしたいために委託料から賃借料の方に異動いたしました。これに伴いまして、これは5年間のリース、システムのリースという形で5年間のリースでございます。

次の6の企画費でございます。企画調整事務です。954万3,000円減額し、128万6,000円とするものでございまして、下の49の情報系業務電算事務、これに関連しまして、これも機構改革に伴いまして情報管理係を企画調整課から総務課の方に移しました。その関係で企画調整の方から総務へと予算を移したという関係でございます。それから、上から下の方に予算が移動してございます。

それ以外の部分で、次のページをお開きください。18ページです。

ここの中で、備品購入費で機器備品が569万円という形で、企画調整の部分から99万円ほど上がってございます。これにつきましては、職場内での使うシステムで、職員が情報を共有して業務の効率化を図るという形で、職員用の業務支援ソフト、グループウェアというものがございますけれども、それも18年度末に更新をいたしましたけれども、それに対応するサーバーを購入したいものでございます。99万円で購入したいものでございます。

次のページです。

2項の徴税费です。税務総務事務です。166万3,000円追加し、5,647万1,000円としたいも

のでございます。これにつきましては人件費でございます。

次のページです。

3項戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳事務、894万3,000円減額でございます。これにつきましても人件費でございます。

委託料につきましては、自治体窓口証明書発行システム等の改修委託料11万2,000円でございますけれども、これは機構改革に伴いまして窓口税務課が町民課に課名が変更になったことによって戸籍の認証システムの改修の委託料11万2,000円を計上させていただきました。

次のページです。

3款民生費、1項社会福祉費です。社会福祉総務事務です。149万3,000円減額し、4,738万3,000円としたいものでございます。人件費以外で役務費と使用料及び賃借料でございますけれども、それぞれの金額を増額補正したいわけですが、行旅死亡人の関係予算の追加をさせていただきました。

次の障害者（児）福祉事業でございます。これにつきましては、委託料と使用料の移動という形で更正をしたいものでございまして、賃借料から委託料の方に予算を移させていただきますと思います。

次の下の国民年金事務です。49万円補正し、852万8,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。22ページです。

180の老人福祉事業でございます。327万8,000円減額し、3,140万8,000円としたいものでございます。これは327万8,000円、生活管理指導員の派遣事務委託料を減額するというところでございますけれども、一般会計から介護保険の特別会計の方に移します。介護保険の特別会計に移行することによって補助対象になるという形ですので、一般会計からそちらの方へ移すという形でございます。

185の国民健康保険事務でございます。365万6,000円減額し、1,870万円とするものです。これにつきましては人件費でございます。

次のページです。

児童福祉費です。190の児童福祉総務事務です。242万2,000円減額し、2,139万3,000円としたいものでございます。これも人件費です。

下の195の児童福祉施設運営事務、832万9,000円増額し、2億691万8,000円とするものでございます。これにつきましても人件費でございます。

次のページです。24ページです。

介護保険費です。介護保険特別会計繰出金、46万6,000円追加し、1億858万4,000円とするものでございます。繰出金の内訳は、介護予防事業が37万8,000円、包括支援事業が8万8,000円の増額でございます。

次のページです。

4款衛生費、1項保健衛生費です。保健衛生総務事務で、418万7,000円の減額で3,880万5,000円としたいものでございます。

19の負担金補助及び交付金です。県技術職員市町派遣負担金591万7,000円でございます。今年4月1日から、県から保健師を1人派遣をしていただいております。その保健師の時間外、日直手当等以外の人件費の分を負担金として計上させていただきました。

次のページをお開きください。26ページです。

清掃費です。清掃総務事務です。178万1,000円減額し、4,111万1,000円としたいものでございます。これは人件費でございます。

261事業です。焼却施設維持事業です。6,381万2,000円増額し、1億4,534万1,000円としたいものでございます。4節と7節につきましては、搬入受付事務の臨時職員のための賃金及び社会保険料でございます。委託料につきましては、精密機能検査業務委託料161万4,000円でございます。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして3年に1度、焼却炉の検査を行うことになっているという形で161万4,000円追加させていただきました。

15節工事請負費でございます。データロガ及び中央制御盤更新工事でございます。6,000万円でございます。これにつきましては、温度やダイオキシン等の分析を行いまして、安全度をはかるための装置でございます。導入からもう15年以上経過しているということで、もう既に耐用年数を超えてございます。最近、非常に故障しがちなために、その更新工事を行うというものでございます。

次のページです。

5款農林水産業費、1項農業費です。280番農業委員会事務です。62万8,000円追加し、250万2,000円とするものでございます。賃金で、臨時事務員賃金62万8,000円です。農業委員会事務で、農業振興地域の見直しを、5年に1度の見直しの年でございまして、臨時職員1人を追加したいものでございます。

次の284事業です。農業総務事務です。711万3,000円減額し、2,640万2,000円としたいものでございます。これにつきましては人件費でございます。

291の中山間地域等制度事業でございます。1万4,000円追加し、145万7,000円としたいも

のでございます。旅費と需用費がございます。これは補助事務費の計上をさせていただきたいと思ひまして計上をさせていただきました。

次のページをお開きください。28ページです。

299の農山村総合施設管理運営事務です。9万円補正し、423万6,000円としたいものがございます。備品購入で、差田グラウンドの野球の得点板が壊れているという形で、その備品購入費を計上させていただきました。

林業費でございます。森林整備事業38万9,000円を追加し、309万3,000円としたいものがございます。臨時事務員賃金で38万9,000円でございます。これも産業観光課の農林水産係の方でございますけれども、1名退職者がこの3月末に出まして、それに対応する、先ほどの農業委員会の臨時職員もそうですけれども、たまたまことしにつきましては、森林の整備計画とか、あるいは森林の施業計画を改定する年とちょうど重なりまして、ここでも臨時事務員賃金を計上させていただきたいなと思ひます。

次のページでございます。

3項の水産業費です。漁港建設事業です。111万2,000円減額し、5,860万4,000円としたいものがございます。これにつきましても人件費でございます。

次のページです。

6款商工費、1項商工費です。350の商工総務事務です。171万3,000円補正し、4,483万7,000円としたいものがございます。これも人件費でございます。

次のページです。

土木費です。7款土木費、1項土木管理費、380の土木総務事務です。468万円減額し、4,507万2,000円としたいものがございます。これも人件費でございます。

次のページです。

2項の道路橋梁費です。388の道路改良事業、350万円補正し、4,834万4,000円としたいものがございます。負担金でございます。県道路改良事業負担金350万円です。これにつきましては、先ほど町長の説明にございましたけれども、地方特定道路整備事業の更正という形で、県道下田南伊豆線、一条の道路ですけれども、の未施工の部分、玄通寺前から高島製材前でございますけれどもそこに県の予算がつきまして、それに伴う負担金でございます。一条地内につきましては19年度で終了ということでございます。

次の389の事業です。地方特定道路整備事業です。120万円追加し、174万2,000円でございます。委託料で、設計委託で120万円です。成持吉祥線の河川協議に伴う道路修正設計委託

料でございます。二条の杉山建築前の河川のつけかえのためということでございます。

次のページです。

5 項の都市計画費です。公共下水道事業特別会計繰出金です。83万5,000円減額し、2億4,382万3,000円としたいものでございます。公共下水道への繰出金でございます。

次のページです。

8 款消防費、1 項消防費です。434事業、非常備消防事務です。117万円減額し、2,606万2,000円としたいものでございます。

報償費の179万円の減額でございます。これも19年、ことしの3月31日で退職者も確定いたしましたして、その更正でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、消防団員の退職報償金62万円でございます。これにつきましては、負担金が1人につき2,000円値上がりをしたと。一括で、310名掛ける2,000円ということで62万円計上させていただきました。

438の消防施設の管理事務です。109万7,000円の補正をしまして、821万3,000円としたいものでございます。工事請負費で消火栓新設・移設及び附帯舗装機材等設置工事109万7,000円です。県道の手石湊線の改良工事によりまして若宮神社の前ですけれども、消火栓の移設が必要となったという形でございます。歳入につきましては県の補償費が入ります。

446の災害対策事務です。16万7,000円補正し、450万3,000円としたいものでございます。事務費関係でございます。

次のページです。

9 款教育費、1 項教育総務費でございます。事務局事務で317万円補正し、5,809万2,000円としたいものでございます。これにつきましても人件費でございます。

次のページです。

小学校費です。小学校管理事務です。829万7,000円減額し、8,896万7,000円としたいものでございます。これにつきましても人件費でございます。

次の竹麻小学校の管理事務です。39万4,000円減額し、746万6,000円としたいものでございます。これも消耗品です。これから南崎小学校と南中小学校、南上小、三浜小関係、これすべて需用費が減額となっております。これにつきましては、学校事務員さんが、今度、消耗品の一括管理をしているわけですけれども、会計室で相当数そろえておりまして、その中にあるものにつきましては、事務員が、かかるインクだとかトナーとか紙等、そういったものの一括購入部分をちょっと減額をしていただきました。それぞれの掲載されている金額

でございます。

次のページをお願いします。

481の小学校振興事務です。1万5,000円で2,076万4,000円でございます。

それから、これも南崎小学校とか4校ございますけれども、教育振興事務でも同じ学校事務員の消耗品の見直しによって減額をしたということでございます。

次のページです。

中学校費でございます。中学校管理事務で14万2,000円補正し、1,928万4,000円としたいものでございます。これも人件費でございます。

それから、下の491と492です。ここに付きましても中学校の消耗品の見直しを行ったという形でございます。下の教育振興事務でも同じ形になってございます。

次のページです。

幼稚園費でございます。幼稚園事務です。274万5,000円減額し、2,631万7,000円としたいものでございます。これも人件費でございます。

次のページです。

社会教育費でございます。社会教育総務事務です。349万6,000円減額し、1,902万2,000円としたいものでございます。これも主なものは人件費でございます。

510の公民館管理運営事務です。15万円補正し、1,383万円としたいものでございます。これも人件費でございます。

なお、人件費の明細につきましては、次の42ページ、43ページをごらんください。

次に、5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為の補正でございます。事務機器等賃借料で、補正前1,215万2,000円を補正後2,365万2,000円、1,150万円補正をしたいものでございます。先ほど説明を申し上げましたけれども、総務管理費の方で例規集のデータベースシステムの賃借料を追加するという形で債務負担が必要になったため補正をさせていただきました。

次に、歳入でございます。

9ページをお開きください。

歳入で13款分担金及び負担金です。2項の負担金です。民生費負担金で児童福祉費の負担金です。滞納繰越分保育料20万円を補正したいものでございます。ことしから、保育園につきましては、教育委員会の所管ということになったわけですが、ここでは17年度、18年度の保育料の滞納繰越分、過年度分を20万計上させていただきました。

次のページをお開きください。

17款財産収入、2項財産売却収入です。不動産の売却収入で、土地売却収入です。23万4,000円でございます。これは青野大師ダムの建設に伴いまして、つけかえ林道のために購入した土地が、不用の土地が出てきまして、旧所有者に対しまして払い下げを行うということでございます。

19款の繰入金です。特別会計の繰入金で、老人保健特別会計の繰入金です。384万2,000円補正し、384万6,000円としたいものでございます。

次のページです。

繰越金です。繰越金につきましては、6,080万7,000円補正し、1億6,080万7,000円としたいものでございまして、前年度の繰越金です。今、5月31日で18年度決算が締めりまして、決算見込みによりますと、繰越金が、純繰越金が2億3,000万円前後になる見込みでございます。今回6,000万円補正の財源として追加させていただきましたけれども、残りの留保財源としては約7,000万円ぐらいが繰越金として、後の補正の留保財源になるのではないかとということでございます。

次のページです。

諸収入です。雑入でございます。消防団員の退職報償金でございます。先ほど歳出の方で減額させてもらったものをそのまま減額でございます。

5の雑入で生活管理指導事業利用者負担金です。これは補助対象となるために介護保険会計へいったもので、歳入も減額をさせていただきます。

消火栓の移設補償費109万6,000円、県からの補償費でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出合計です。補正前が38億2,700万円、今回の補正額は6,415万円です。合計で38億9,115万円としたいものでございまして、補正額の財源内訳、特定財源でその他で73万円の減額、残りが一般財源として6,488万3,000円としたいものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 26ページのごみの中央制御盤の6,000万ですけれども、これは3月の予算のときに質問して、もう既に予算化したらどうかということを行いましたら、町長が、

まだまだ使える見込みだから、使えるところまで使うというような答弁があったと思います。そして、今総務課長がなかなかうまいことを言いまして、繰り越しして十分これが出ているみたいな話だったんですけれども、そのこととはちょっと意味が違うのではないかと。何で初年度当初予算の中にこれを組み込まなかったのか。町長。そして当然、今総務課長の言われた補正財源として6,000万ぐらいをここでたたき出した、その繰越金として出した、そのことは大体予測されているわけですよ。何で今になってなのか。突然急に中央制御盤が壊れたのか。その辺のところちょっとお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに中央制御盤が老朽化が進んでおりました。予算編成時でもその検討をしましたがけれども、私もあのとき答弁しましたように、これについてはまだまだ使えるだけ、なるべく先延ばししようということで考えておったことと、その時点ではまだ具体的に正確な見積もり等も正直言って出ておりませんでした。そんなこともあったりして、今回、年度が変わって、そしてやはり状況を見るに、どうしてももう例えば耐用年数が来ていて、後の修理もどうかといったこととかいろいろな状況が急変してきております。そんな中で今回の補正をお願いすることになりました。

そして、たまたま、今言われた繰越金の伝々の6,000万に件につきましては、これは細かいことは総務課長の方から……

〔「それは説明いいです」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） そういうことであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第54号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年度老人保健特別会計の精算に係る所要額を計上するものであります。歳入は、過年度分国庫負担金を798万3,000円、繰越金を220万7,000円増額し、歳出では、償還金を634万8,000円、一般会計繰出金を384万2,000円増額して、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,948万4,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第54号の内容説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

3歳出、2款諸支出金、1項償還金、1目償還金、補正額634万8,000円、計634万9,000円。23節償還金利子及び割引料634万8,000円、負担金償還金634万8,000円、これにつきましては、支払基金医療費交付金、これに対して551万2,145円、支払基金、審査支払事務費に19万4,105円、医療費県負担金に64万2,167円、計634万8,417円を償還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額384万2,000円、計384万6,000円。28節繰出金384万2,000円、一般会計繰出金384万2,000円、これにつきましては、平成18年度の精算による一般会計への繰出金でございます。

次に、7ページに戻っていただきたいと思えます。

歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫負担金、補正額798万3,000円、計3億6,934万2,000円。2節過年度分798万3,000円、過年度分医療費国庫負担金798万3,000円、これにつきましては、平成18年度の老人医療費に伴う歳入について精算したところ、医療費国庫負担金が798万4,335円過少交付であったため補正増させていただくものでございます。

1ページめくっていただきまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額220万7,000円、計220万8,000円。1節繰越金220万7,000円、前年度繰越金220万7,000円、同じく繰越金につきましても精算し額が確定したため補正増させていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額11億929万4,000円、補正額1,019万円、計11億1,948万4,000円。補正額の財源内訳でございますが、一般財源1,019万円。

以上で内容説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議54号議案は原案のとおり可決されました。

#### 議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第55号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成19年度の南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ369万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,012万1,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、高齢者に対する生活管理指導員、ヘルパー派遣事業が介護予防一般高齢者施策事業として認められたため、一般会計において老人福祉事業として予算計上させていただいたものを介護保険特別会計の地域支援事業の介護予防一般高齢者施策事業として、介護予防生活管理指導員派遣事業委託料395万円、シニアヘルスアップ教

室を委託事業に切りかえるため34万5,000円を追加させていただくものであります。

歳入につきましては、介護予防生活管理指導員派遣事業が介護予防地域支援事業交付金対象事業となるため、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び町負担金、繰入金を合わせて244万7,000円、繰越金65万7,000円、利用者負担金24万円、追加させていただくものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第55号の内容説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

歳出でございます。

5款地域支援事業、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、補正額67万2,000円の減、計548万2,000円。13節委託料67万2,000円の減、これにつきましては、介護予防生活管理指導員派遣事業委託料を減額するものでございます。

次の2目介護予防一般高齢者施策事業費、補正額393万2,000円、計441万2,000円。8節報償費6万円の減、医師謝礼6万円の減。12節役務費1万5,000円の減、損害保険料1万5,000円の減、13節委託料429万5,000円、シニアヘルスアップ教室委託料34万5,000円の増、介護予防生活管理指導員派遣事業395万円の補正増。14節使用料及び賃借料28万8,000円の減、ボール借上料28万8,000円の減でございます。

これにつきましては、一般会計の生活管理指導員派遣事業委託料を、先ほど総務課長の方から説明がありましたけれども、補正減させていただきまして、同事業を国・県等の交付金対象事業とする、この介護予防一般高齢者施策事業に振りかえたためでございます。

次のページをお願いいたします。

2項包括支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額45万4,000円、計74万7,000円。同じく3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額マイナス1万7,000円、計678万3,000円。

これにつきましては、本年の4月の人事異動等による人件費の補正増減でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額75万5,000円、計218万円。1 節現年度分でございます、75万5,000円、地域支援事業交付金（介護予防事業）。これにつきましては、先ほど説明申し上げました歳出の介護予防事業の補正額から利用者負担分を差し引いた額に交付率25%を乗じて算出したものでございます。

次の3 目地域支援事業交付金、補正額17万7,000円、計469万1,000円。1 節現年度分17万7,000円、地域支援事業交付金（包括支援事業等）17万7,000円。これにつきましても、先ほど説明申し上げました歳出の包括的支援事業の補正額に交付率40.5%を乗じて算出した額でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、補正額93万6,000円、計270万3,000円。1 節現年度分で93万6,000円、地域支援事業支援交付金93万6,000円。これも同じく歳出の介護予防事業補正額から利用者負担を差し引いた額に交付率の31%を乗じて算出した額でございます。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額37万8,000円、計109万円。1 節現年度分37万8,000円、地域支援事業交付金（介護予防事業）でございます。これにつきましても、先ほど申し上げました介護予防事業補正額から利用者負担額を差し引いた額に交付率の12.5%を乗じて算出したものでございます。

次の2 目地域支援事業交付金（包括支援事業等）、補正額8万8,000円、計234万5,000円。1 節現年度分8万8,000円、地域支援事業交付金（包括支援事業等）8万8,000円。これも同じく歳出の包括的支援事業の補正額に交付率20.25%を乗じて算出したものでございます。

次のページをお願いいたします。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、補正額37万8,000円、計109万円。1 節現年度分37万8,000円、地域支援事業繰入金（介護予防事業）37万8,000円。これにつきましても、歳出の介護予防事業補正額から利用者負担を差し引いた額に交付率12.5%を乗じて算出したものでございます。

次の3 目地域支援事業繰入金（包括支援事業等）、補正額8万8,000円、計234万5,000円。1 節現年度分8万8,000円、地域支援事業繰入金（包括支援事業等）8万8,000円。これにつきましても、歳出の包括的支援事業の補正額に交付率20.25%を乗じて算出したものでございます。

次のページです。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額65万7,000円、計165万7,000円。1節繰越金65万7,000円、前年度繰越金でございます。

1ページめくっていただきまして、12ページでございます。

11款諸収入、3項雑入、5目雑入、補正額24万円、計117万4,000円。1節雑入24万円、介護予防生活管理指導員派遣事業利用者負担金24万円でございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出合計、補正前の額7億8,642万4,000円、補正額369万7,000円、計7億9,012万1,000円。補正額の財源内訳、特定財源の国庫支出金139万8,000円、その他164万2,000円、一般財源65万7,000円。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） ちょっと勉強不足でわからないんですが、13ページの介護予防特定高齢者施策、それとその下の介護予防一般高齢者、これの右を見ますと、委託料として特定の、当初は615万4,000円あったんですね。それで一般高齢者は48万、少なくなったんですが、その右を見ますと、委託料が特定高齢者は67万2,000円減額して、一般の高齢者が429万ふえた。これは何か、先ほどの総務課長の説明の中で、一般会計へ振り分けたからこれだというのはわかっているんですが、この内容について、ちょっと私は勉強不足でまことに申しわけないけれども、私も将来これかかる場合があるもので、要するにシニアヘルスアップ教室はどういうことをやっているのか、それと介護予防生活管理指導員派遣というのは、内容について、ちょっと簡単で結構ですから、この2点をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 1点目のヘルスアップ教室ということなんですが、ギブリーサーチという下賀茂にありますメールクラブのプールを利用しまして、そこでの健康増進、健康維持での事業でございます。身体的な健診等も含めまして、あとプールの水中での運動等を行い健康を維持するという事業でございます。

それと、介護予防生活管理指導員派遣事業というのがございますけれども、これにつま

しては、介護保険を使えない方へのヘルパー派遣でございます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議55号議案は原案のとおり可決されました。

議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第56号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第56号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は、機構改革に伴う人件費の更正でありまして、歳出予算のうち公共下水道建設費を254万6,000円減額し、総務管理費を171万1,000円増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を83万5,000円減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議56号議案は原案のとおり可決されました。

議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第57号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第57号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、機構改革による人件費の移動が主なもので、収益的収支予算につきましては、営業費用を618万8,000円減額し、営業外費用を201万6,000円増額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、議第57号の内容につきましてご説明させていただきます。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち支出でございます。

1款水道事業費用を417万2,000円減額し、2億8,038万3,000円とするものであります。

内訳としまして、1項営業費用、3目総係費を532万7,000円減額するもので、1節給料、2手当等、3節法定福利につきましては、人事異動による更正減でございます。4節の報酬と6節の旅費につきましては、水道料金審議会等によるものでございます。11節の委託料は、機構改革に伴う人事異動によるもので、保菌検査、検便でございますが、年に2回実施することになっております。それに伴うものでございます。4目簡易水道等費を86万1,000円減額するもので、これは人事異動による更正減でございます。

2項営業外費用、2目雑支出を5万円増額するもので、35節のその他雑支出でございます。3目消費税は196万6,000円増額し、627万円とするもので、36節の消費税でございます。これは、18年度決算がまとまった中で、19年度当初予算を考えた場合に消費税がふえることが想定されたものですから、今回の補正に計上させていただきました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号 平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議57号議案は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第5号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書を議題といたします。

本案は清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

日豪EPA/FTA交渉に関する意見書。

本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉で、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。オーストラリア政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、乳製品、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆～3兆円規模となるとされています。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったようにオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

私たちは、日豪EPA/FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求め、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1 日豪EPA/FTA交渉にあたっては、牛肉、乳製品、小麦、砂糖などの農産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断することを求めます。

2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、農林水産大臣 赤城徳彦殿、外務大臣 麻生太郎殿。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第6号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書を議題といたします。

本案は保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書については、朗読をもってかえさせていただきます。

「最低賃金」は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で、大変重要な役割を担っています。

各都道府県ごとに定められる地域最低賃金は、これまでは中央最低賃金審議会の作成する「目安額」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されてきました。

しかしながら、その改定は一般労働者の賃金改定に比べ、改定時期が半年遅れるのが常態となっており、決定される額が県の生活保護基準よりも低いという、大きな矛盾・問題をはらんだまま現在まで施行されてきました。

現在、労働者の3分の1、若者ではその半数が非正規労働という実態にあり、どんなに長時間働いても年収が150万円以下の、「ワーキングプア」という状況が急速に拡大していて、経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹も揺るがしかねない事態になっています。

本県の最低賃金額は682円と著しく低いもので、通常労働者と同じ時間働いても月額101,618円（7.45h×20日）にしかならず、高等学校卒業女子の採用賃金をはるかに下回るものです。

厚生労働省も現在の問題点の対策に着手し始め、中央最低賃金審議会において最低賃金法の見直しの議論が行われてきました。現在、最低賃金法改正案の答申が閣議決定され、国会に上程されたところです。

しかし、最低賃金法の改正の審議は、労働契約法、労働基準法とセットで行う計画のため、未だに審議入りできない状況と聞き及んでおります。

よって政府は、最低賃金法改正については分離した上で、早急に審議すること、また、改正法においては、最低賃金額は生活保護基準を上回ることはもとより、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金の確立、各最低賃金審議委員の公正な選出基準の明示、制度の周知徹底、監督体制の充実など盛り込むよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 柳澤伯夫殿。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

議長（藤田喜代治君） 日程第15、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により町議会議員から4名を選出することになっております。

今回、平成19年5月7日までに3人の欠員が生じたため選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての町議会の選挙における得票により当選人が決定されることとなりますので、南伊豆町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、ご承知おきください。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（藤田喜代治君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条の規定により、立会人に1番議員、保坂好明君及び2番議員、清水清一君を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

議長（藤田喜代治君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（藤田喜代治君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（藤田喜代治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔氏名点呼 投票〕

議長（藤田喜代治君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

保坂好明君及び清水清一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（藤田喜代治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中、杉山 勇君 6票

梶 繁美君 1票

吉永満榮君 1票

森野善広君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

#### 予算決算常任委員の選任について

議長（藤田喜代治君） 日程第16、予算決算常任委員の選任を行います。

お諮りします。

予算決算常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午前 11時32分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

予算決算常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、谷川次重君、副委員長、齋藤要君。

以上であります。

一般質問中の不適切発言について

議長（藤田喜代治君） ここで議長から申し上げます。

昨日、一般質問中、6番議員、梅本和熙君の質問中で不適切な部分があったと思われま  
るので、後刻、会議記録を調査して措置をいたします。これは議会運営委員会に諮ります。

ご報告をいたします。

閉会中の継続調査申出書について

議長（藤田喜代治君） 日程第17、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委  
員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及びまちづくり戦略推進特別委員会委員長から、  
会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程

等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の日程は終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の日程が終了しました。

よって、平成19年6月南伊豆町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎